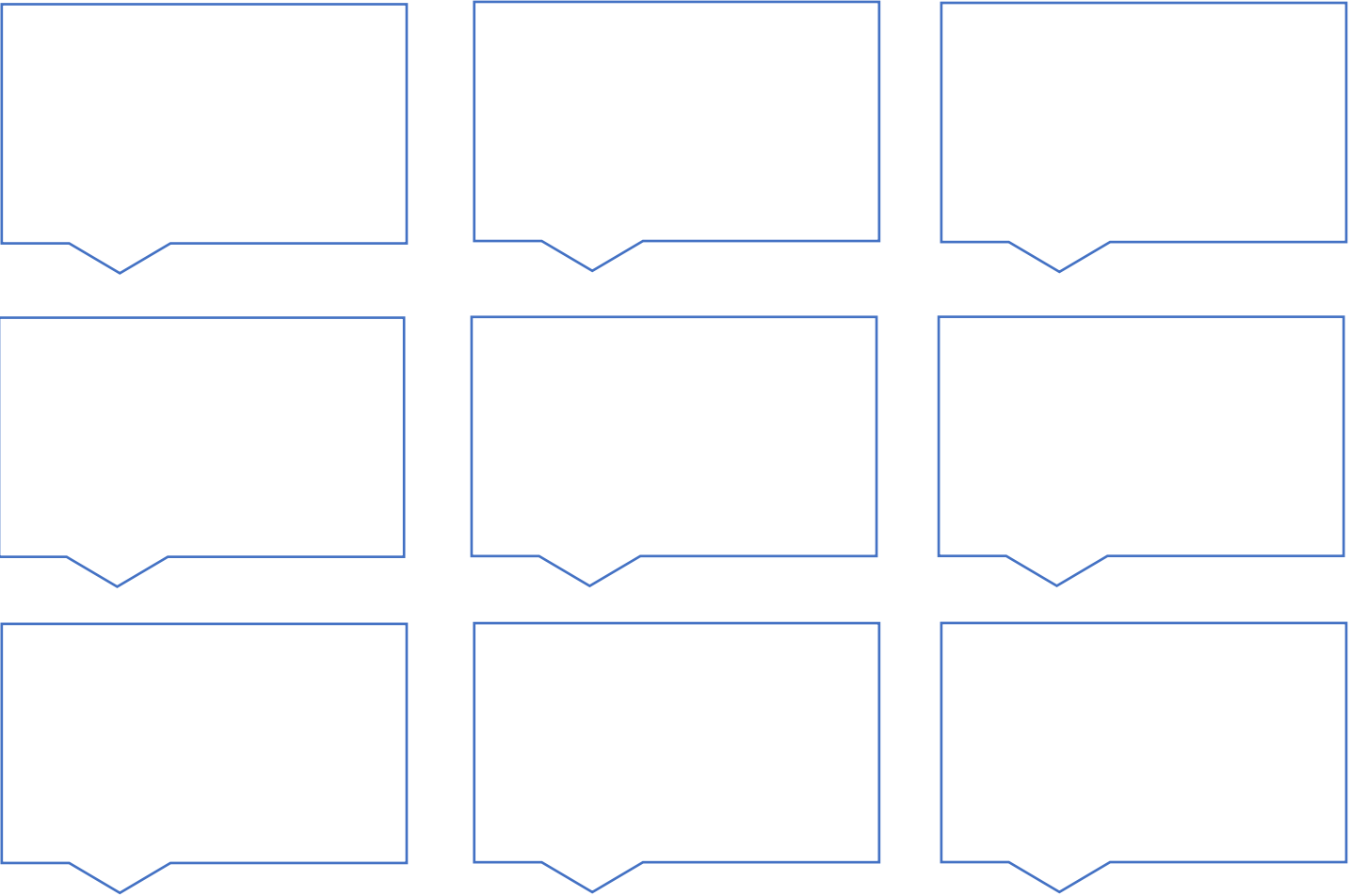


徳島県こども計画（素案） （愛称公募予定）

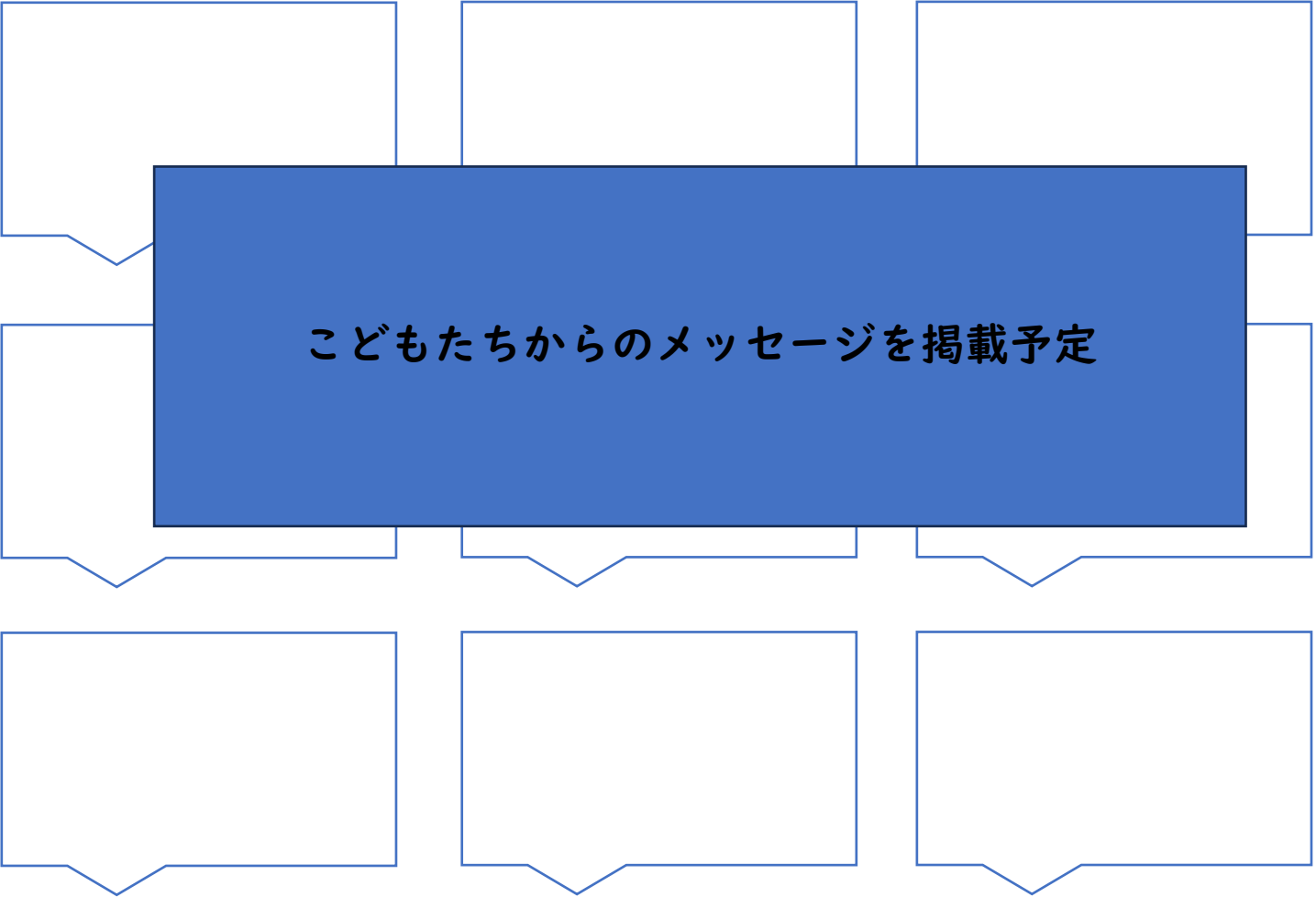
令和 年 月

徳 島 県



こどもたちからの

「まわりの大人や社会全体に伝えたい」、「こんな社会になったらいいな」など、



こどもたちからのメッセージを掲載予定

メッセージ

「徳島県こども計画」の策定にあたって、こどもたちからのメッセージです。

こどもたちからのメッセージを掲載予定

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格及び役割	1
3 計画の期間	2
4 計画が対象とするこどもの範囲.....	2
第2章 こどもを取り巻く現状と課題.....	3
第3章 計画の基本的考え方	14
1 計画の基本理念.....	14
2 計画の基本目標.....	14
3 計画の施策体系.....	17
第4章 こども施策の推進	18
1 基本目標・施策の方向	18
基本目標1 こどもの権利を大切にします	18
施策の方向（1）こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等	18
施策の方向（2）こどもの意見表明・社会参画の促進.....	19
施策の方向（3）こどもの権利擁護、個性の尊重	19
基本目標2 こどもの健やかな育ちを支えます	21
施策の方向（1）誰もが集い、互いに支え合う居場所づくり.....	21
施策の方向（2）いじめ防止、不登校のこどもへの支援	27
施策の方向（3）障がい児・医療的ケア児等への支援.....	29
基本目標3 困難な環境にあるこどもを支援します	32

施策の方向（１）こどもの貧困の解消に向けた対策	32
施策の方向（２）ヤングケアラーへの支援	34
施策の方向（３）高等教育等の修学支援	35
基本目標４ 社会的養育を推進します	37
施策の方向（１）児童虐待防止対策等の更なる強化	37
施策の方向（２）こども家庭支援体制の強化	39
施策の方向（３）社会的養護が必要なこどもへの支援	40
基本目標５ 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくれます	43
施策の方向（１）結婚を希望する方への支援	43
施策の方向（２）妊娠・出産に関する支援	44
施策の方向（３）妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援	44
基本目標６ 子育て支援を充実します	47
施策の方向（１）子育て家庭の負担の軽減	47
施策の方向（２）共働き・共育での推進	48
施策の方向（３）ひとり親家庭への支援	50
２ 施策の総合的推進体制の整備	52
計画の成果目標	○
ライフステージ別（誕生前から幼児期・学童期・思春期・青年期）一覧表	○
意見聴取の結果	○
用語解説	○
参考資料	○

第1章 計画の概要

第1章の計画の概要では、計画策定の趣旨、計画の性格及び役割、計画の期間、計画が対象とするこどもの範囲、計画において定める県区域の設定を示します。

1 計画策定の趣旨

こどもは、とくしまの未来を担う大切な存在です。

本県では、これまで別々に作成してきたこども施策関連の6つの計画（①第2期徳島はぐくみプラン、②とくしま青少年プラン2022、③第2期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画、④徳島こども未来応援プラン、⑤徳島県ひとり親家庭等自立促進計画、⑥成育医療計画（こども関係））に基づいて、こども施策を推進してきました。

現在、本県のこどもを取り巻く社会状況は、未婚化・晩婚化・晩産化等に伴い少子化が進行し、出生数が過去最少となっていること、共働き世帯の増加やヤングケアラー等、家庭環境が著しく変化していること、いじめの認知件数や不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が過去最多となっていること等、こどもをめぐる問題はより深刻さを増しており、その対応は、重要かつ喫緊の課題となっています。

全国的にも同様の課題を抱えており、令和5年4月1日には、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、同年12月には、国の「こども大綱」が策定されました。

こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ、社会、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本県では、こども大綱を踏まえて、本県で暮らすこどもが、将来にわたって健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる社会とするため、こども施策関連の6つの計画を統合し、こどもにもわかりやすい新たな計画「徳島県こども計画」を策定します。

2 計画の性格及び役割

(1) この計画は、下記のこども施策に関する計画を一体的に策定するものです。

- こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県こども・若者計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく都道府県計画
- 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づくひとり親家庭等自立促進計画
- 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえた成育医療計画
- 都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づく都道府県社会的養育推進計画

(2) この計画は、下記の県計画と連携して施策を推進します。

- 徳島新未来総合計画(2024-2028)
- “未来へつながる”とくしま地域福祉プラン(徳島県地域福祉支援計画<第4期>)
- 徳島県障がい者施策基本計画(障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)
- 徳島県教育振興基本計画(第4期)
- 徳島県食育推進計画(第4次)
- 徳島県地域防災計画
- デジタルとくしま推進プラン

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画が対象とするこどもの範囲

この計画が対象とする「こども」は、「心身の発達過程にある者」としています。18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、心や身体の成長段階にある人を対象としています。こどもに関する施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとします。

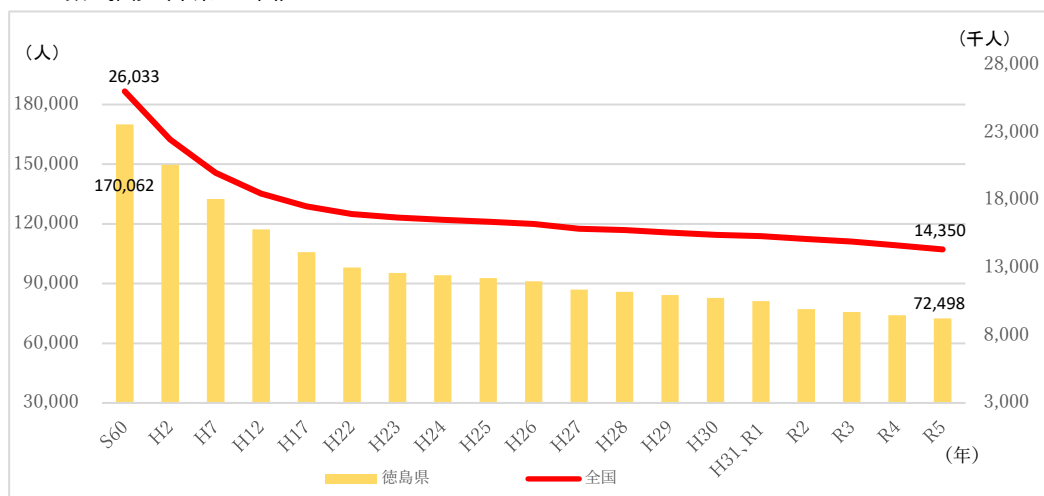
第2章 こどもを取り巻く現状と課題

第2章のこどもを取り巻く現状と課題では、こどもに影響を及ぼすと考えられる社会環境の変化について示しています。

(1) こどもの数の減少

本県の年少人口（15歳未満のこどもの数）は、2023（令和5）年に72,498人で、全国の傾向と同じく減少を続け、1985（昭和60）年の170,062人から半数以下に減少しています。

こどもの数の推移（本県・全国）

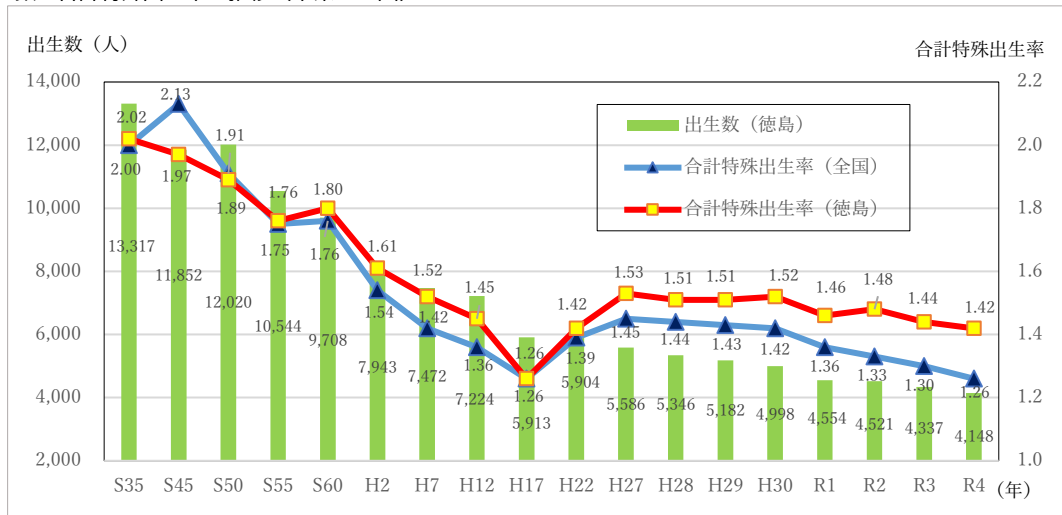


出典：国勢調査（総務省）、徳島県人口推計（徳島県）

(2) 出生数と合計特殊出生率の低下

本県の2022（令和4）年の出生数は4,148人と、第2次ベビーブームが到来した1975（昭和50）年の12,020人と比較して4割以下まで低下しています。また、合計特殊出生率は、過去最低であった2005（平成17）年以降は上昇に転じ、2018（平成30）年には1.52まで回復したものの、近年は再び全国平均と同様に低下しています。

出生数・合計特殊出生率の推移（本県・全国）

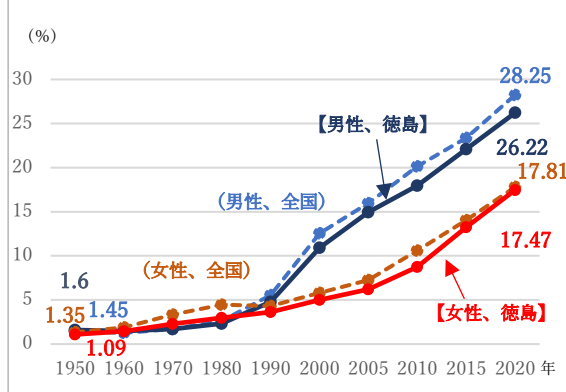


出典：人口動態統計（厚生労働省）

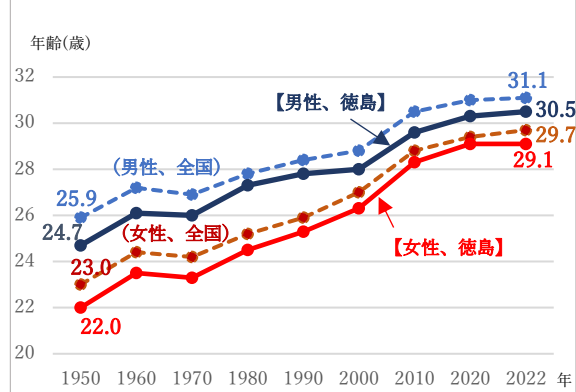
(3) 未婚化・晩婚化の進行

本県の生涯未婚率は、全国と同様に1990（平成2）年を境に大幅に上昇し、2020（令和2）年時点で、本県男性の3.8人に1人、女性の5.7人に1人が未婚となり、急速に未婚化が進行しています。また、本県の2022（令和4）年の平均初婚年齢は男性30.5歳、女性29.1歳で、1950（昭和21）年時と比較して、男性は5.8歳、女性は7.1歳高くなっています。

生涯未婚率（本県・全国）



平均初婚年齢（本県・全国）

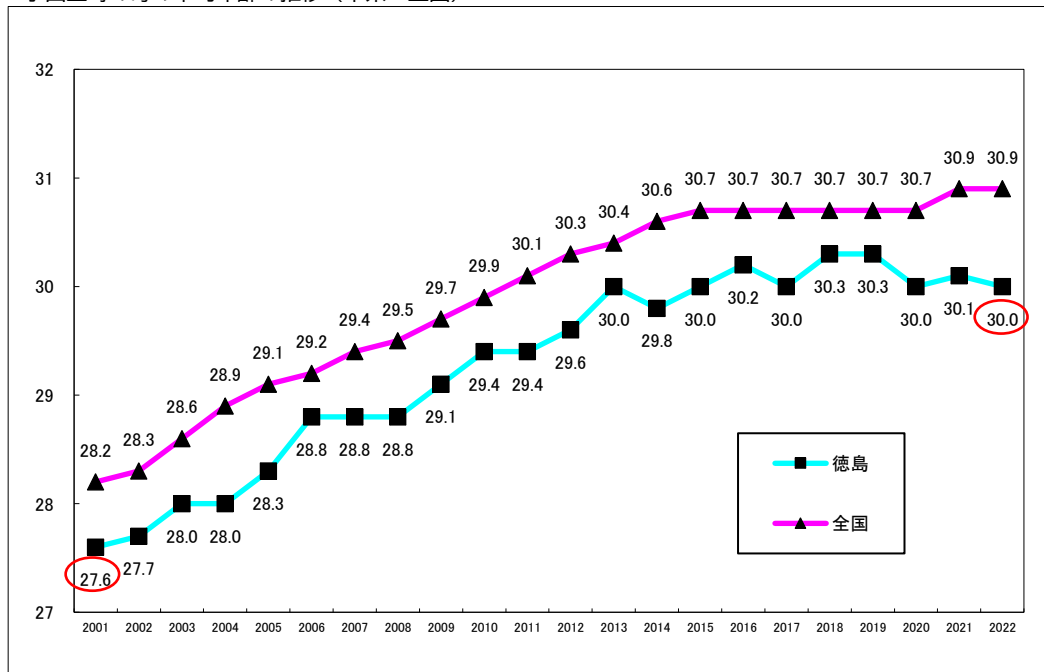


出典：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 晩産化の進行

本県の第一子を出産したときの母親の平均年齢も、2022（令和4）年は30.0歳と、2001（平成13）年の27.6歳と比較して2.4歳遅くなっており晩産化が進行しています。

第一子出生時の母の平均年齢の推移（本県・全国）

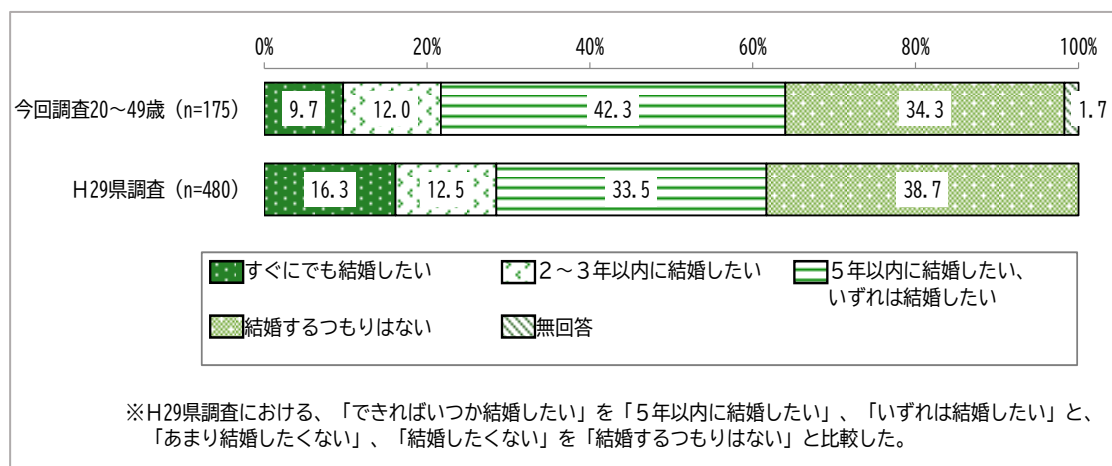


出典：人口動態調査（厚生労働省）

(5) 結婚への考え方

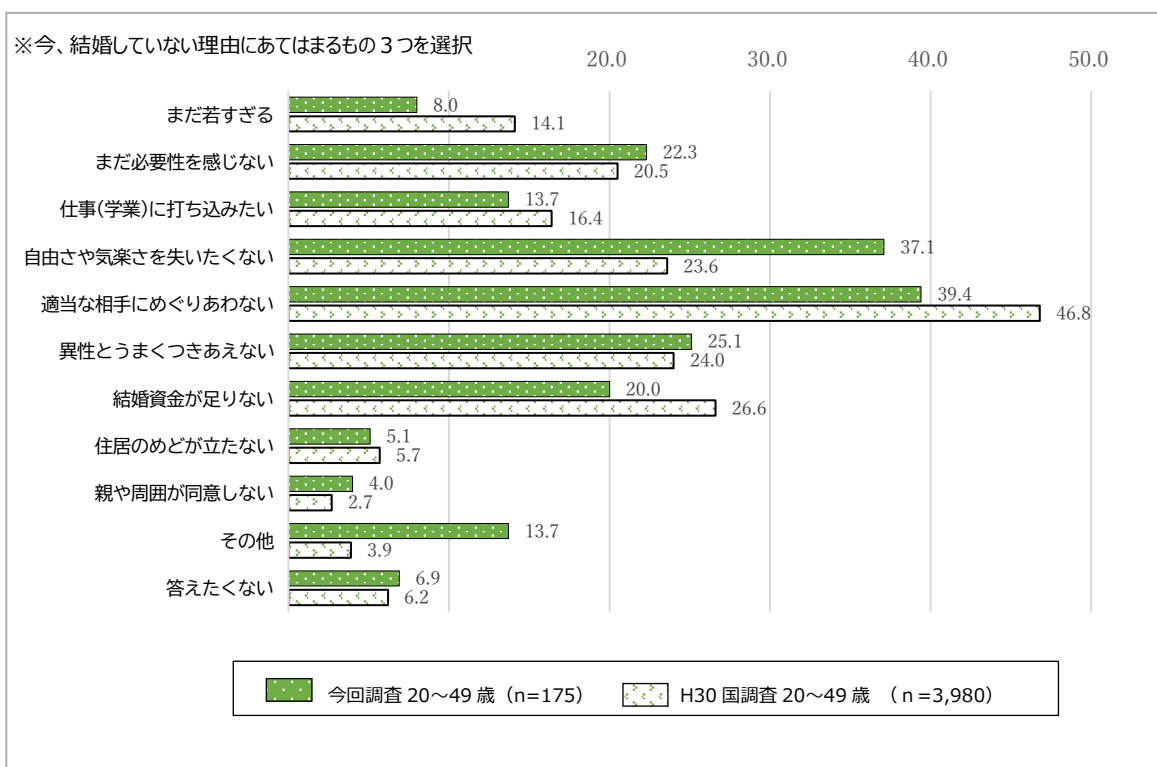
本県が、2023（令和5）年に実施した「結婚・子育てに関するアンケート調査によると、「すぐにでも結婚したい」、「2～3年以内に結婚したい」、「いずれは結婚したい」を合算すると64%が結婚の意向があると回答しています。また、結婚していない理由は、「適当な相手にめぐりあわない」が最も多く、「自由さや気楽さを失いたくない」、「異性とうまくつきあえない」と続いています。

結婚意向（本県）



出典：令和5年結婚・子育てに関するアンケート調査（徳島県）

結婚していない理由（本県）

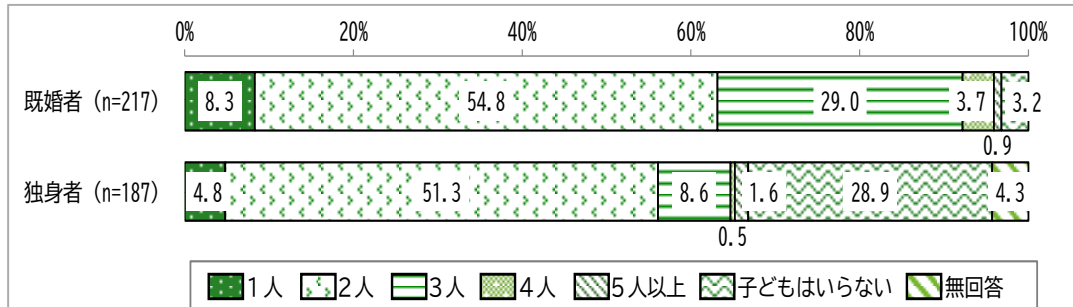


出典：令和5年結婚・子育てに関するアンケート調査（徳島県）

(6) 理想とするこどもの数

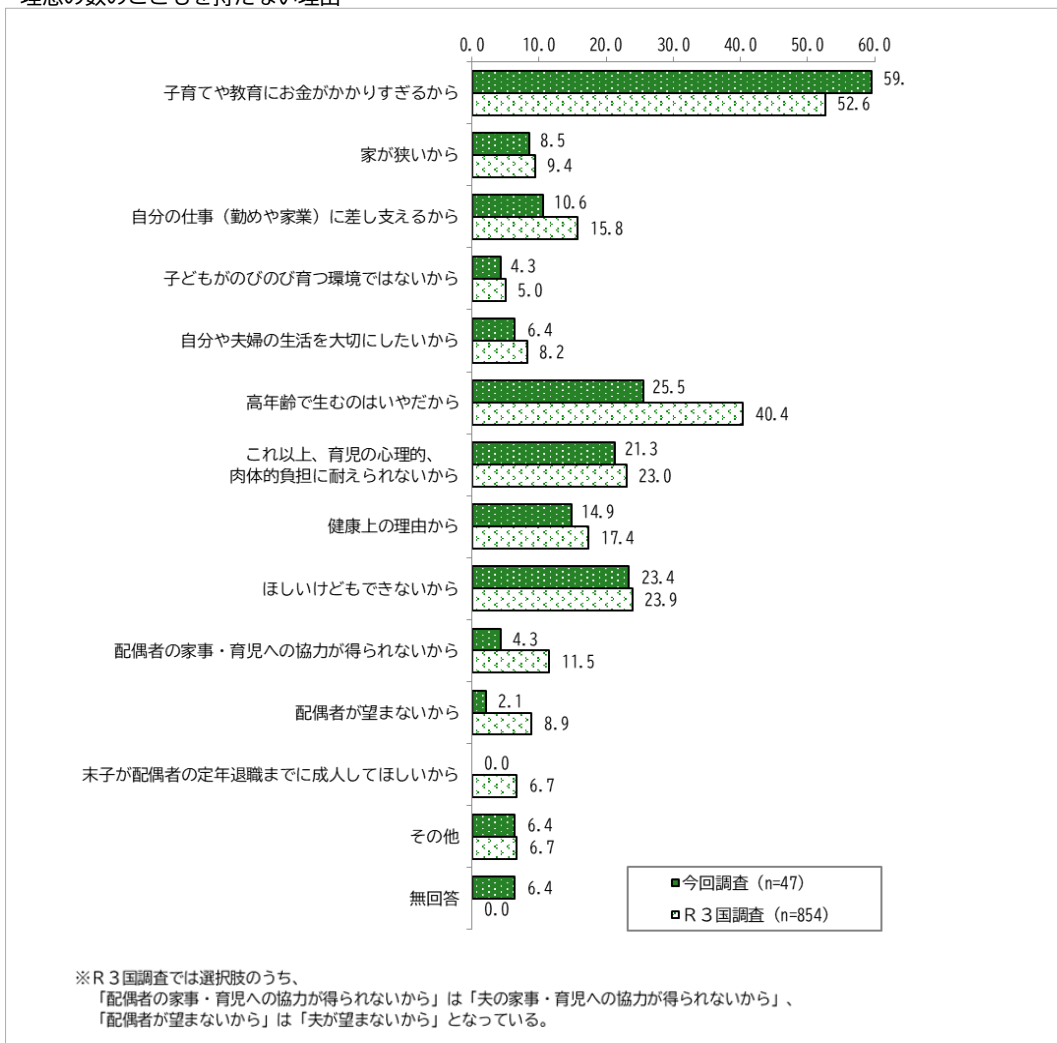
理想的なこどもの数は、既婚者、独身者ともに「2人」が最も高くなっています。また、理想の数のこどもを持たない理由として、「お金がかかりすぎる」が最も高く、18歳～34歳では91.7%で特に高くなっています。「高年齢で生むのはいや」、「ほしいけどできない」、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられない」の割合も高くなっています。

既未婚別・理想的なこどもの数



出典：令和5年結婚・子育てに関するアンケート調査（徳島県）

理想の数のこどもを持たない理由

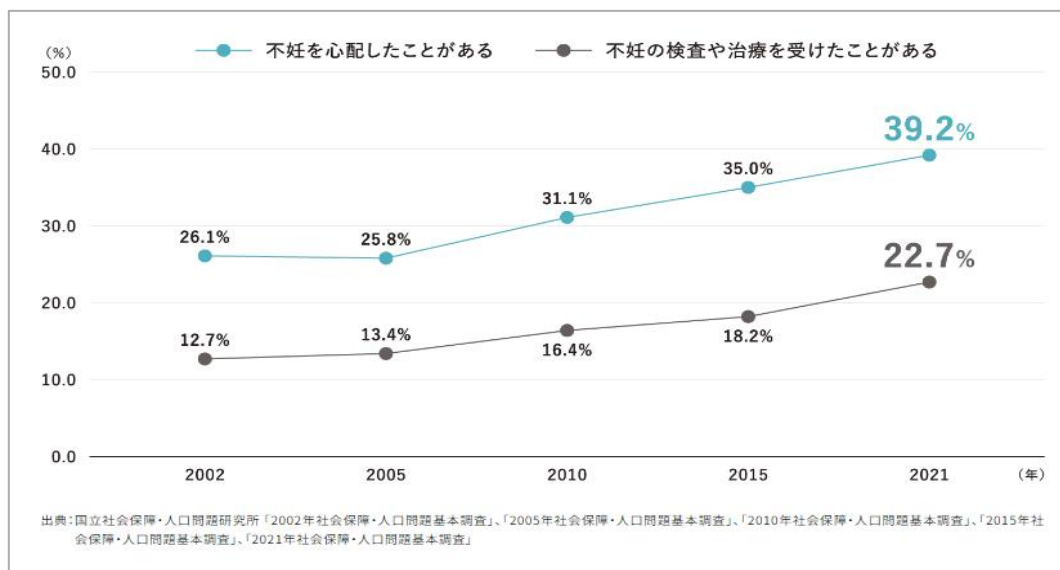


出典：令和5年結婚・子育てに関するアンケート調査（徳島県）

(7) 不妊治療の状況

不妊の検査・治療の経験がある夫婦の割合は、全国で年々増加し、2021（令和3）年は、22.7%と、「約4.4組に1組」となっています。

不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合（全国）

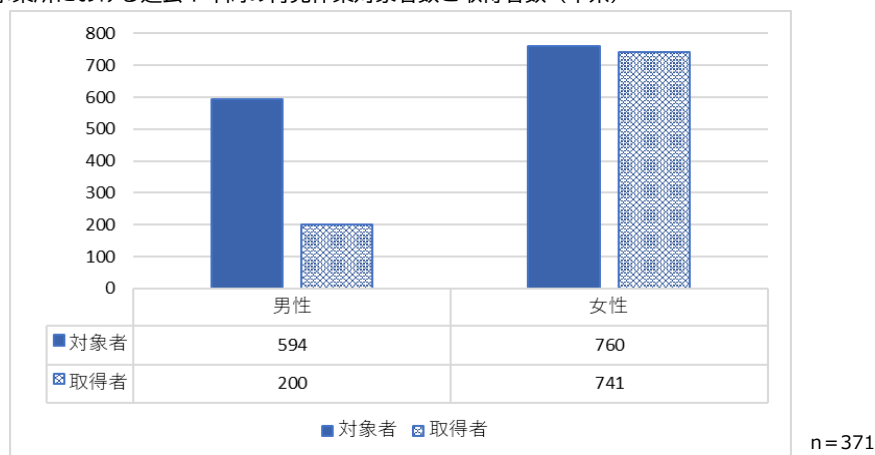


出典：こども家庭庁ホームページ（<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/dictionary/theme03/#sec01>）

(8) 県内事業所における過去1年間の育児休業取得状況

女性の育児休業の取得割合は97.5%ですが、男性の取得割合は33.67%にとどまっています。また、取得期間については、女性の場合1ヶ月以上の割合が99.6%と多く、男性は、1ヶ月未満が70.0%となっています。

県内事業所における過去1年間の育児休業対象者数と取得者数（本県）



区分	対象者	対象者 企業数	取得者	取得者 企業数	取得 割合	1ヶ月 未満	割合	1ヶ月 以上	割合
男性	594	207	200	93	33.67%	140	70.00%	60	30.00%
女性	760	275	741	271	97.50%	3	0.40%	738	99.60%

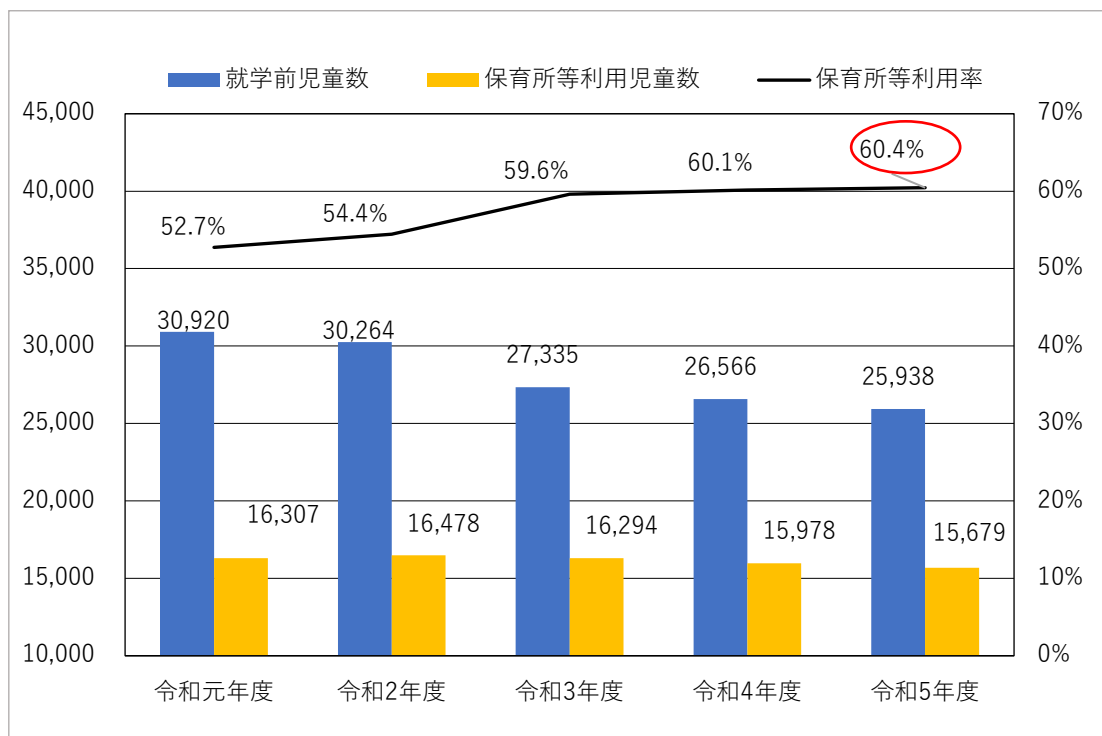
出典：令和5年度企業採用活動等実態調査（徳島県）

・本調査の対象は従業員数10人以上の県内企業
・アンケート送付数2,454社に対し、回収数は963社

(9) 保育所等の利用状況

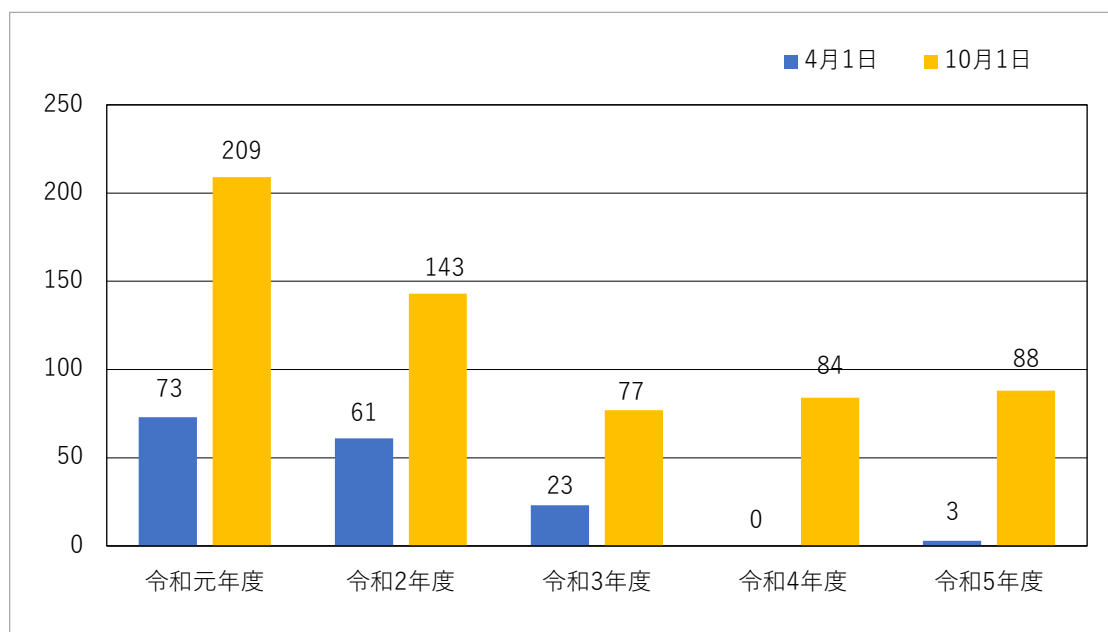
本県の就学前児童数は年々減少していますが、保育所等利用率は上昇しています。また、待機児童数は、年度当初はほぼ解消していますが、年度途中に発生している状況となっています。

就学前児童数と保育所等利用率の推移（本県）



出典：保育所等利用待機児童数調査（徳島県）

待機児童数の推移（本県）

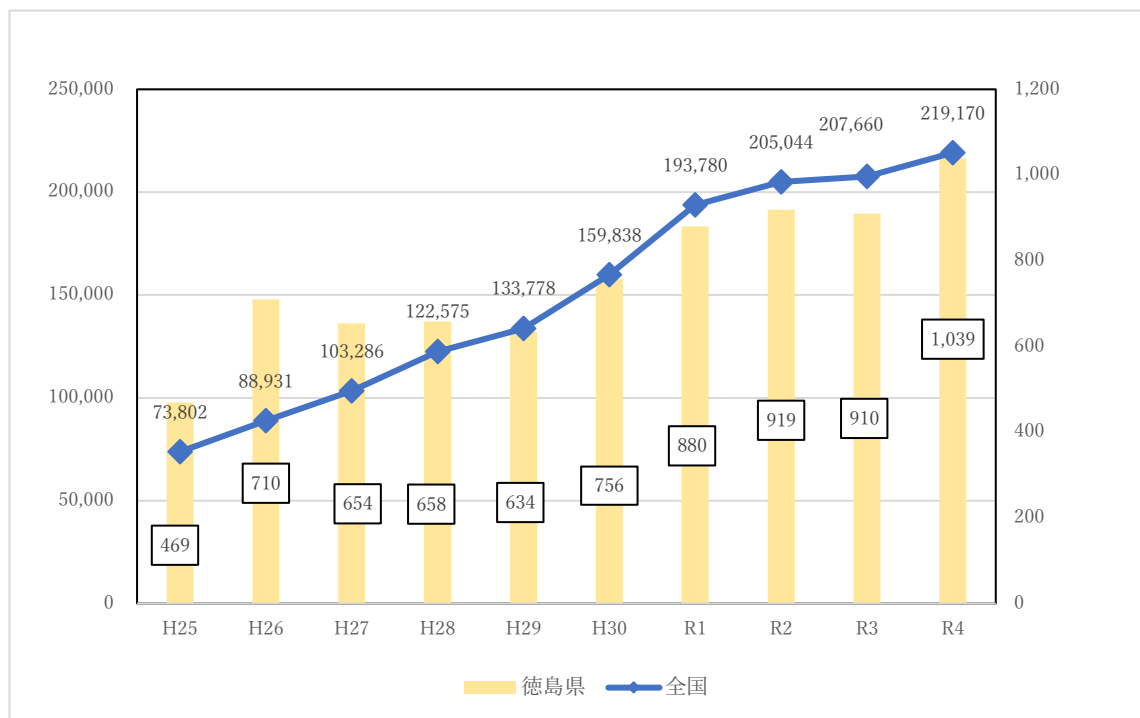


出典：保育所等利用待機児童数調査（徳島県）

(10) 増加する児童虐待

全国の児童相談所が2022（令和4）年度に対応した児童虐待相談件数は、219,170件で過去最多となっています。また本県において、県内3ヶ所のこども女性相談センターで対応した件数は1,039件であり、全国同様に過去最多となっています。

児童虐待相談対応件数の推移（本県・全国）



出典：令和4年度福祉行政報告例（厚生労働省）

(11) 一時保護の実施状況

本県における一時保護児童数は、過去10年間で1.38倍、一時保護延べ日数は、2.80倍に増加しています。また、一時保護委託児童数は1.90倍、一時保護委託割合、平均委託日数ともに増加しています。

一時保護の推移（本県）

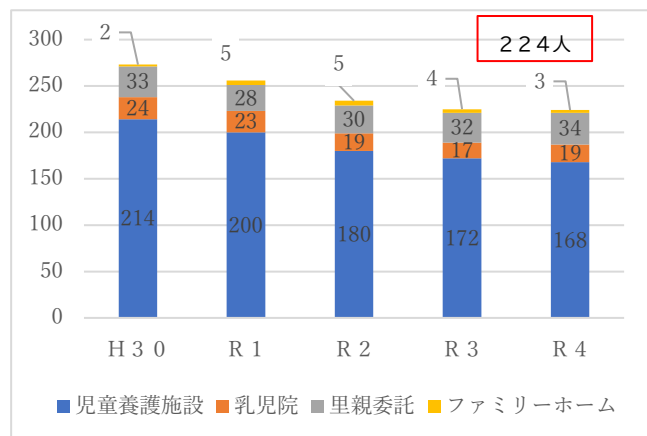
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
一時保護児童数	156	193	167	185	197	169	216	187	146	166	215
一時保護延べ日数	2,422	2,551	3,323	3,943	3,213	2,829	5,573	4,018	5,673	5,483	6,770
うち保護所児童数	95	122	123	137	130	103	109	112	91	91	99
うち保護所延べ日数	1417	1812	2,252	2,748	2,064	1,692	2,824	2,547	2,978	2,837	3,132
うち委託児童数	61	71	44	48	67	66	107	75	55	75	116
うち委託延べ日数	1,005	739	1,071	1,195	1,149	1,137	2,749	1,471	2,695	2,646	3,638
一時保護委託割合	39.1%	36.8%	26.3%	25.9%	34.0%	39.1%	49.5%	40.1%	37.7%	45.2%	54.0%
平均委託日数	16.5	10.4	24.3	24.9	17.1	17.2	25.7	19.6	49.0	35.3	31.4

出典：令和4年度福祉行政報告例（厚生労働省）

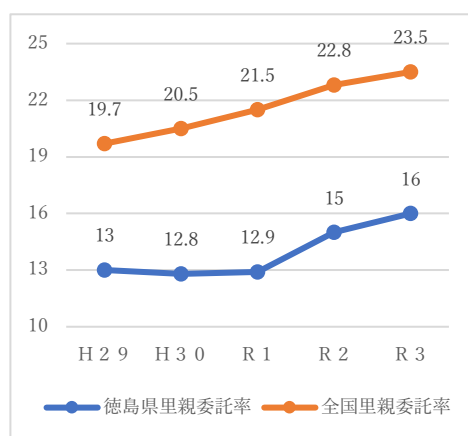
(12) 現に代替養育を必要とするこども数の状況

本県には児童養護施設が7か所、乳児院が1か所あります。代替養育を必要とするこども数(入所措置及び里親等委託されているこども数)は、2022(令和4)年度には、施設に187人(県外施設への入所者2名含む)が入所しており、里親とファミリーホームへの入所を含めると224人のこどもが委託されています。また、本県の里親委託率は、上昇傾向にあるものの、全国平均を下回っています。

入所措置又は里親等委託されているこどもの推移(本県)



里親委託率の推移(本県)

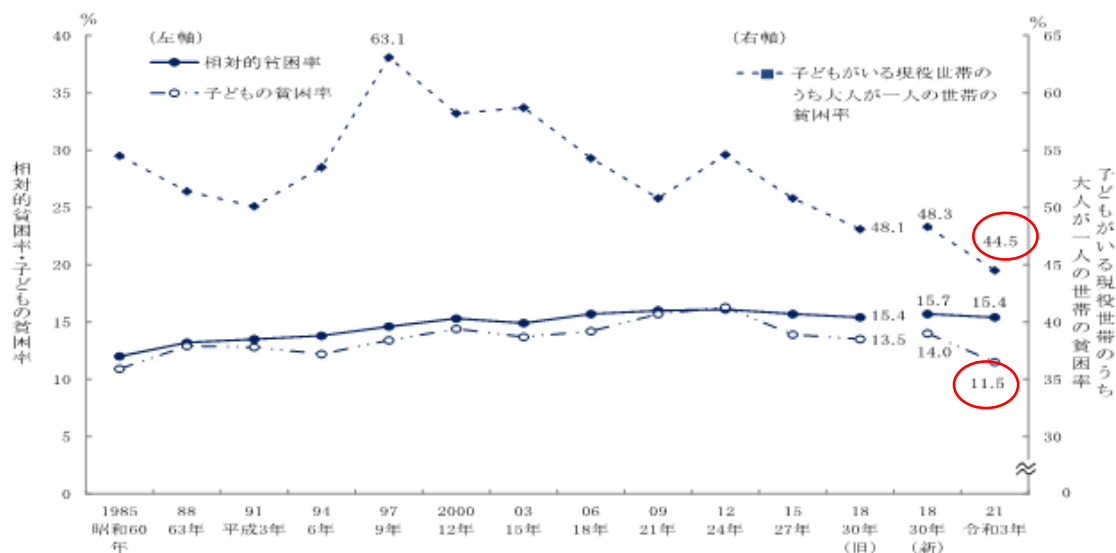


出典：令和4年度福祉行政報告例(厚生労働省)

(13) こどもの貧困率

我が国におけるこどもの貧困率は、直近値では2.5%ポイント低下しています。また、ひとり親の貧困率は、直近値では、3.8%ポイント低下しているものの、44.5%となっています。

貧困率の年次推移



※相対的貧困率

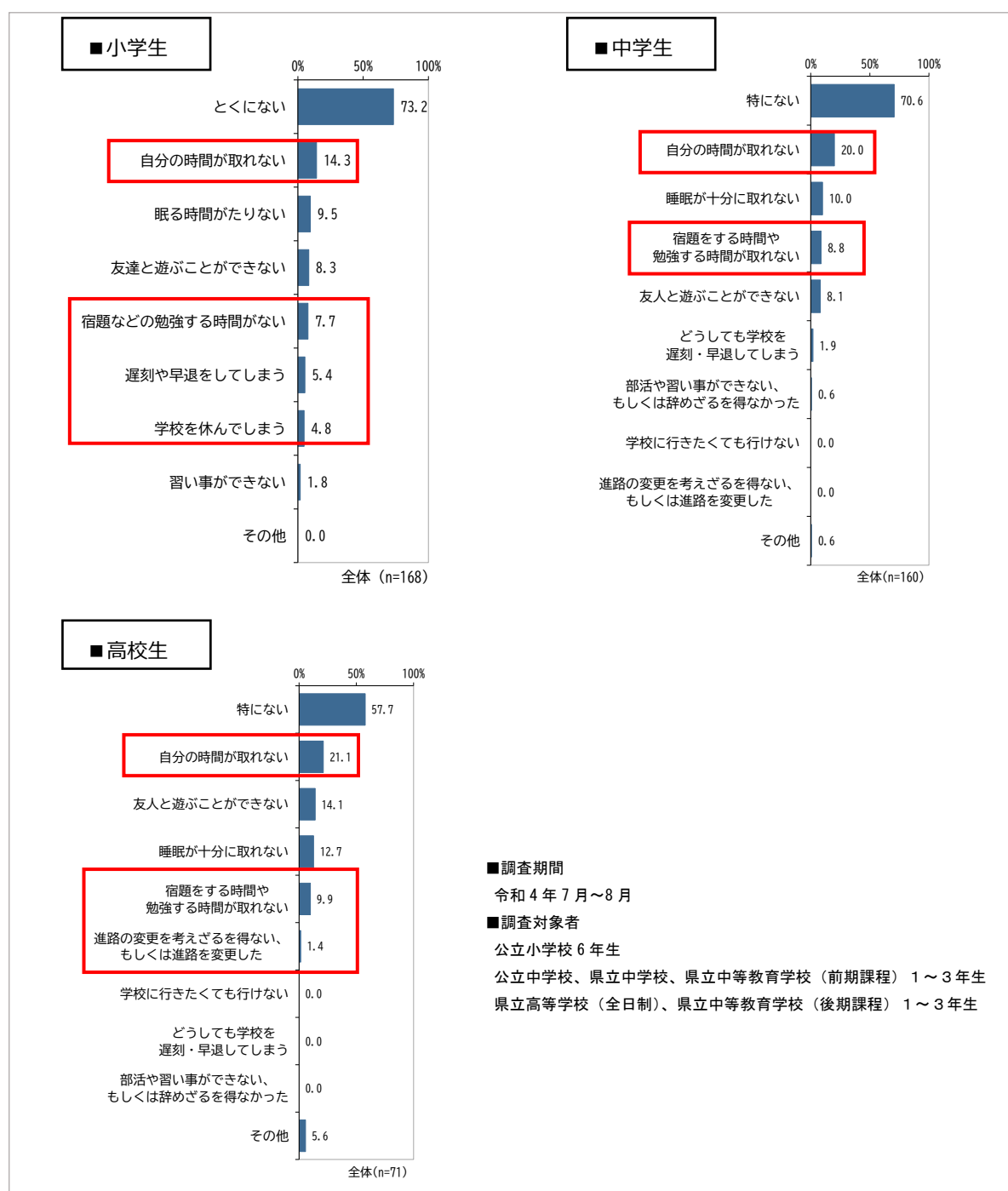
全世帯の所得中央値の1/2(R3調査においては、127万円)を下回る所得しか得ていない者の割合。

出典：令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)

(14) ヤングケアラーの状況

本県が、2022（令和4）年に実施した「ヤングケアラーに関する実態調査」結果では、「世話をしているためにやりたいけれどもできないこと」については、小中学生、高校生ともに「特にない」が最も高く、次いで「自分の時間が取れない」の割合が高くなっています。また、「勉強する時間が取れない」や「進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路変更した」等、勉強時間や進路にも影響があったといった回答がありました。

世話をしているためにやりたいけれどもできないこと（本県）

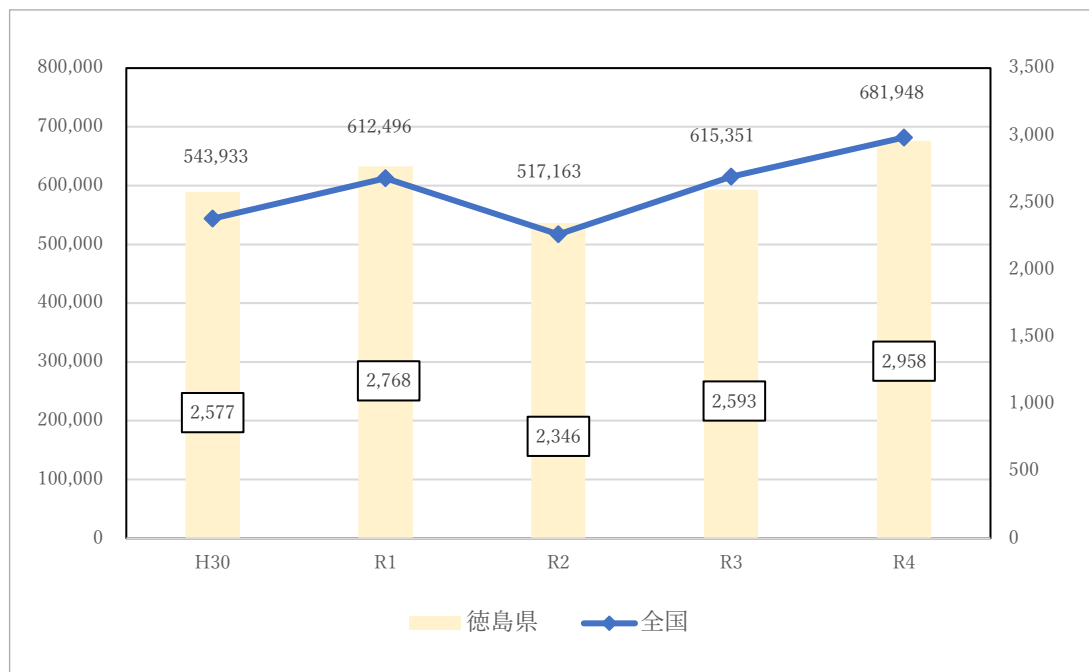


出典：徳島県ヤングケアラーに関する実態調査（徳島県）

(15) いじめ・不登校の状況

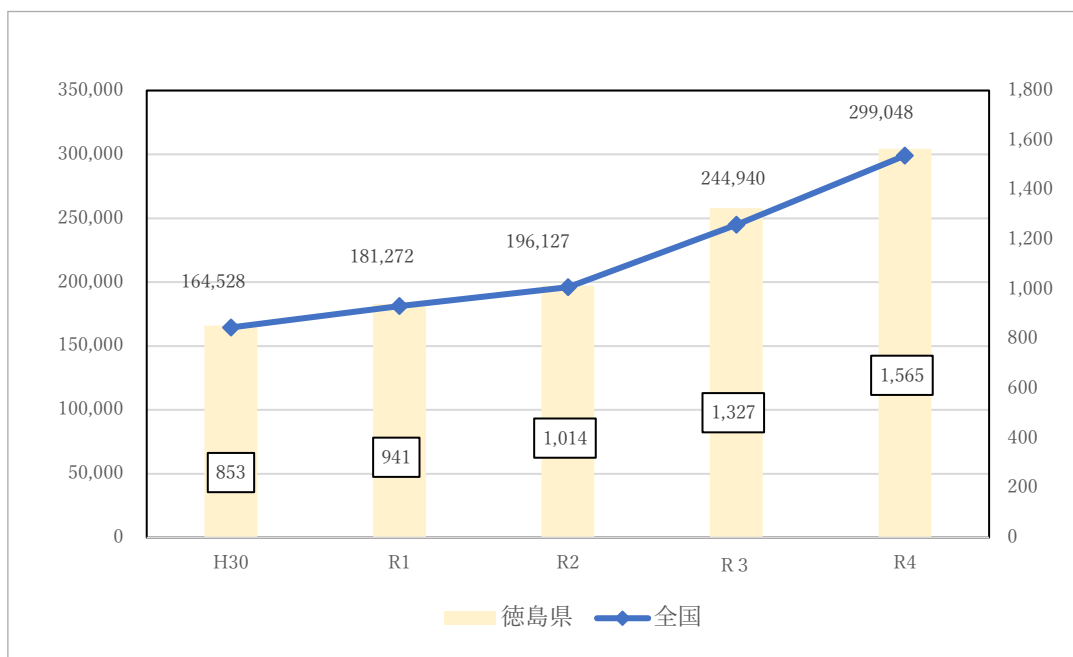
本県の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめ認知件数は、2022（令和4）年度は、2,958件（前年度比365件増加）でした。また、本県の小・中学校における不登校児童生徒数は1,565人（前年度比238人増加）で、いじめ認知件数・不登校児童生徒数ともに過去最多となっています。

いじめ認知件数の推移（本県・全国）



出典：令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

小学校・中学校の不登校児童生徒数の推移（本県・全国）

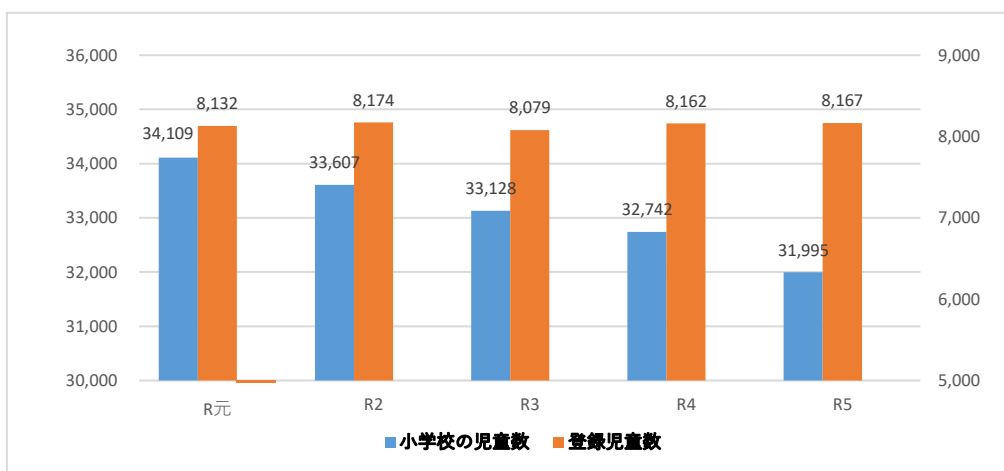


出典：令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

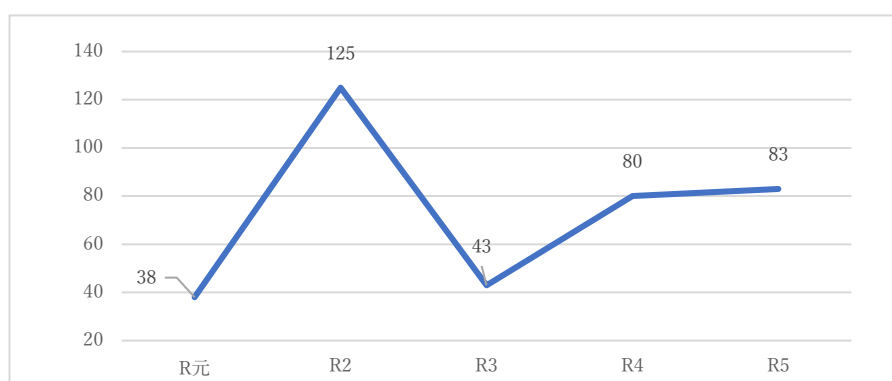
(16) 放課後児童クラブの状況

本県の小学生の数は、2021（令和元）年度から2023（令和5）年度までに2,114人減少しています。一方で、放課後児童クラブへ登録した児童は約8,100人を維持しています。

小学校の児童数と登録児童数（本県）



待機児童の推移（本県）

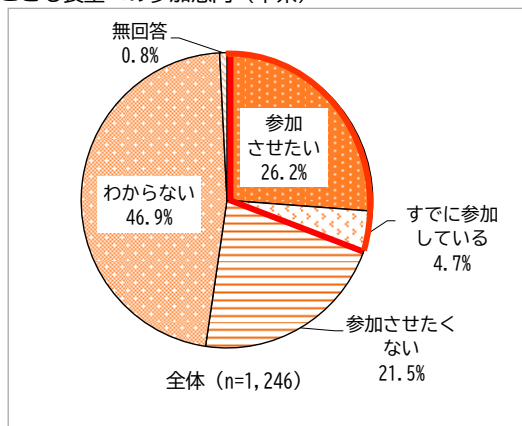


出典：状況調査（こども家庭庁）、徳島県公立学校関係データ（徳島県）

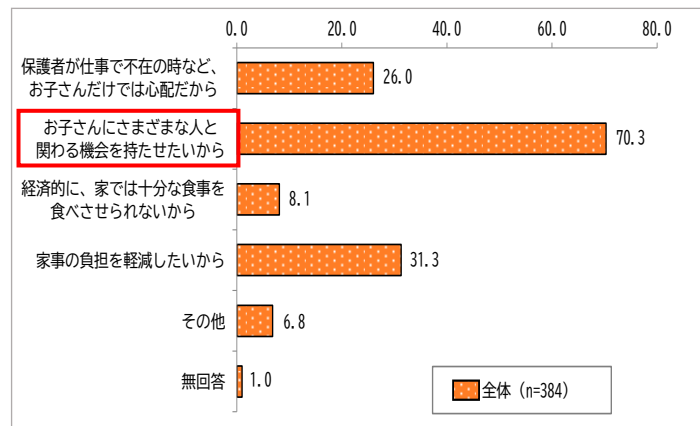
(17) こども食堂

本県が実施したこどもの生活状況調査の結果によると、「こども食堂」への参加意向については、「参加させたい」（26.2%）、「すでに参加している」（4.7%）となっています。また、「こども食堂」への参加理由については、「さまざまな人と関わる機会をもたせたいから」の割合が最も高くなっています。

こども食堂への参加意向（本県）



こども食堂への参加理由（本県）



出典：令和5年子供の生活状況調査（徳島県）

第3章 計画の基本的考え方

第3章の計画の基本的考え方では、徳島県こども計画の基本理念を実現するための基本目標や計画の体系を示しています。

1 計画の基本理念

すべてのこどもが笑顔になれる

「こどもまんなかとくしま」の実現

徳島で暮らすすべてのこどもが、笑顔で健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる社会とするため、地域の実情に応じて、こどもの意見を反映したこども施策を総合的に推進します。

2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の6つの基本目標を掲げて、実効性のあるこども施策を展開していきます。

基本目標1 こどもの権利を大切にします

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・社会参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

基本目標2 こどもの健やかな育ちを支えます

こどもの健やかな育ちには、すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全に安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長することができるよう、社会全体で支えていく必要があります。

また、こども・若者の良好な成育環境を保障するため、いじめ、不登校、ひきこもり等のこどもへの支援や、障がい児・医療的ケア児等の特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援やインクルージョンを推進する等、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう、必要となる施策を推進します。

基本目標3 困難な環境にあるこどもを支援します

貧困と格差は、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、すべてのこども施策の基盤となります。

貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖を防止するとともに、ヤングケアラーなどの困難な環境にあるこども・若者を早期に把握し、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関が連携して支援につなげる体制を強化します。

また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべてのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や教育の機会均等を保障する観点から、高校生や大学生等への修学支援等により、教育費負担の軽減を図ります。

基本目標4 社会的養育を推進します

保護者がいない又は保護者による虐待などの理由により、家庭においてこどもを養育することが困難又は適当でない場合においては、永続的解決（パーマネンシー保障）を目指して、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援し、親族等による養育への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等や、「できる限り良好な家庭的環境」の児童養護施設等において、安定的、継続的な養育を提供するための施策を推進します。

基本目標5 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくります

結婚、妊娠・出産は、個人の自由な意思決定に基づくものです。多様な価値観・考え方を尊重することを前提とした上で、自らの主体的な選択により、結婚や、こどもを産み、育てることを望む場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていきます。

少子化対策を実効性のあるものとするには、結婚、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を総合的に行うことが重要です。

若者への将来設計の機会提供や各ライフステージに応じた様々なニーズにきめ細やかに応え、希望を叶えられるよう施策を推進します。

基本目標6 子育て支援を充実します

子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、こどもと子育て当事者の幸せにとって欠かせないことであると同時に、若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにもつながります。

こどもを産み、育てることを希望する人が、経済的理由で諦めることなく、身近な場所でサポートを受けながら、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができ、こどもを育てながら夢を追いかけられるよう、多子やひとり親世帯に配慮しながら施策を推進します。

また、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩まずに、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう施策を推進します。

3 施策体系

すべてのこどもが笑顔になれる「こどもみんながたくしま」の実現

基本目標	施策の方向	施策
1 こどもの権利を大切にします	(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等	① こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発 ② 一人一人の人権を尊重する人権教育の推進
	(2) こどもの意見表明・社会参画の促進	① こども・若者が意見を表明しやすい環境整備 ② 多様な意見のこども施策への反映
	(3) こどもの権利擁護、個性の尊重	① こどもの権利擁護の強化 ② 校則の見直し
2 こどもの健やかな育ちを支えます	(1) 誰もが集い、互いに支え合う居場所づくり	① こどもの居場所づくり、遊びや体験活動等の推進 ② こどもの安全・安心の確保
	(2) いじめ防止、不登校のこどもへの支援	① 不登校・いじめ等への対応と支援 ② 多様な相談体制等の充実・周知
	(3) 障がい児・医療的ケア児等への支援	① 障がいのあるこどもへの支援 ② 医療的ケア児等に対する支援の充実
3 困難な環境にあるこどもを支援します	(1) こどもの貧困の解消に向けた対策	① 生活困窮世帯等への支援の充実 ② こども・若者の就労支援
	(2) ヤングケアラーへの支援	① ヤングケアラーの早期把握・早期対応 ② 寄り添い支援
	(3) 高等教育等の修学支援	① 高等学校等の授業料の負担軽減 ② 高等教育の修学支援
4 社会的養育を推進します	(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化	① 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障 ② 児童相談所の強化、一時保護改革の推進
	(2) こども家庭支援体制の強化	① 市町村の相談支援体制の強化 ② 家庭支援事業の促進
	(3) 社会的養護が必要なこどもへの支援	① 里親等の推進、施設の小規模化・地域分散化等の推進 ② 社会的養護自立支援の推進
5 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくれます	(1) 結婚を希望する方への支援	① ライフデザイン形成の推進 ② 多様な主体と連携した結婚支援
	(2) 妊娠・出産に関する支援	① プレコンセプションケアの推進 ② 不妊症・不育症に関する支援の充実
	(3) 妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援	① 妊産婦・乳幼児への支援の充実 ② 教育・保育の提供体制の確保
6 子育て支援を充実します	(1) 子育て家庭の負担の軽減	① 経済的な負担の軽減 ② 子育て支援サービスの充実
	(2) 共働き・共育での推進	① 企業等と連携した子育てと仕事の両立支援 ② 男性の育児・家事への主体的な参画
	(3) ひとり親家庭への支援	① 生活の安定を図る支援 ② ひとり親が働きやすい職場環境づくりの推進

第4章 こども施策の推進

第4章のこども施策の推進では、計画の基本目標に基づき、県が行うこども施策の方向性を示し、併せて計画に基づく県施策の主な取組を示しています。

I 基本目標・施策の方向

基本目標 1 こどもの権利を大切にします

施策の方向(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等

すべてのこども・若者に対して、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとともに、広く社会に対しても、こども・若者が権利の主体であることを周知し、社会全体で共有します。

① こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発

- 徳島県こども未来応援条例に基づき、こどもの権利及び利益の尊重に関する理解を深めるため、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を踏まえ、こども・若者が権利の主体であることについて、こども・若者にもわかりやすいハンドブックを活用した広報、啓発等を推進します。
- こどもの健やかな成長への支援は、「こどもの権利を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの最善の利益を考慮し、行わなければならないもの」であり、関係機関が連携するとともに、県民がその取組について関心や理解を深めることにより、社会全体でこどもへの支援が推進されるよう、気運の醸成に努めます。

② 一人一人の人権を尊重する人権教育の推進

- 児童生徒が自分や他人の命を大切にし、思いやりの心や規範意識を身に付け、成長できるよう、人権教育の充実を図ります。
- 県内の中学校及び中等教育学校並びに高等学校及び特別支援学校の生徒が集い、人権について語り合うことを通して、人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、人権意識を高め、様々な人権問題を解決するための実践力を養成します。
- 性的指向・性自認（性同一性）や特定の疾患を理由とするものを含め、こども・若者に対する不当な偏見・差別をなくすため、人権教育や啓発、相談等を推進します。

施策の方向(2) こどもの意見表明・社会参画の促進

こども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、権利の主体として尊重され、安心して意見を表明し、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、自由に意見を表明しやすい環境を整備し、その意見が施策に反映されるよう取り組みます。

① こども・若者が意見を表明しやすい環境整備

- こどもが社会の一員として自分の意見を表明し、年齢や成長過程に応じて社会に参加する機会を設け、その意見を尊重するとともに、こどもの主体的な活動を支援します。
- こどもに関する施策について、こども自身が理解を深めることができるよう、こどもの視点に立った情報提供や学ぶ機会を提供します。
- インターネット等を活用した「こども・若者のためのプラットフォーム」を構築し、こども・若者が自らの意見を表明したり、異世代の人々との意見交換を行ったりする場づくりを行います。こども・若者の意見は、各種審議会等において活用し、意見を政策へ反映させるよう取り組みます。
- こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材を養成する等、こども・若者が意見を表明しやすい環境をつくりまします。

② 多様な意見のこども施策への反映

- 小・中・高等学校のそれぞれの段階において、系統的・計画的に主権者教育を行い、自ら考え、自ら判断する資質・能力を育成します。
- 様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等が、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、十分な配慮や工夫をし、意見聴取に係る多様な手法に取り組みます。
- 社会的養育の施策を検討する際には、必要に応じ、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）の参画を求める仕組みづくりの検討を行います。

施策の方向(3) こどもの権利擁護、個性の尊重

代替養育を受ける場合や一時保護された場合等において、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うため、こどもの権利擁護を実現できる環境整備を推進します。

また、校則の見直しを行う場合においては、その過程でこどもや保護者等からの意見が聴取され、こどもの個性が尊重されるよう取り組みます。

① こどもの権利擁護の強化

- 施設入所や一時保護において、原則全てのこどもに対して「子どもの権利ノート」を活用するなどにより、自分の持つ権利について、児童相談所職員又は施設職員による十分な説明を行うとともに、定期的な意見表明等支援員の訪問その他こどもが意見を表明しやすい環境を整備します。
- 児童福祉法による措置や児童福祉事業の利用に当たっては、こどもに十分な説明を行うことの徹底を図ります。特に、代替養育に関する措置等の際には、こどもの意見又は意向を勘案した措置等を行うため、定期的に理由や見通しを含めてこどもに丁寧な説明をするとともに、こどもの年齢や発達など一人一人のこどもの状況に応じた適切な方法で、全てのこどもの意見等を十分に聴取し、方針決定に反映させるよう努めます。
- 担当児童福祉司だけではなく、フォスタリング機関の職員も定期的に里子との面接を実施するなど、里子のアドボカシー（こどもの意見代弁制度）を保障するよう努めます。
- 施設入所中のこどもについては、施設職員とこどもの日々の関わりの中で、こどもの意見が表明されやすい環境づくりを基本とし、加えて気軽に意見が表明できる窓口や第三者委員の設置及びこれらをこどもに確実に伝える体制づくりを促進します。
- 施設入所中のこども等に対し、日々の生活や意見聴取機会の状況など、権利擁護に関する定期的なアンケート調査等を実施し、こどもの権利擁護の推進に活用します。
- 里親や施設職員を対象とした、こどもの権利擁護に対する意識向上を図るための研修を定期的を実施します。
- 児童福祉審議会へのこども等による申立てによる審議・調査の実施など、児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の仕組みづくりを行います。

② 校則の見直し

- 生徒が主体となった校則の見直しなどの活動を通じて、主体的に自分たちの権利を考え、協働的な対話を通じて正しく判断できる児童生徒を育むとともに、社会規範の遵守や人権意識の醸成を図ります。

基本目標２ こどもの健やかな育ちを支えます

施策の方向(1) 誰もが集い、互いに支え合う居場所づくり

こどもの健やかな育ちには、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になり得るものであり、その場を居場所と感じるかどうかは本人が決めるものであるという前提の下、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

① こどもの居場所づくり、遊びや体験活動等の推進

- 青少年センターにおいて、活動・交流の場を提供するとともに、青少年活動を行う団体等への情報収集・提供、相談・支援、人材育成などの総合的な支援を行い、地域のネットワーク化と機運醸成を図ります。
- 親子がふれあう「家庭の日」、「いい育児の日」の普及により、育児や家庭について考える気運を高めるとともに、教育機関や地域における家庭教育支援を推進します。
- 地域住民が主体となり取り組んでいる「こども食堂」や「ユニバーサルカフェ」など、民間団体と連携し、地域でこどもたちが安全に安心して過ごすことができる「こどもの居場所」づくりを量質両面から推進します。
- 昼間就労等により保護者がいない全ての就学児童が放課後や夏季休暇中を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう放課後児童クラブの拡充を行う市町村を支援します。
- 「小1の壁」を打破し、放課後児童クラブにおける待機児童が解消できるよう市町村が実施する施設整備へ補助を行います。
- 放課後児童クラブ等が抱える多様な課題を解決する「アドバイザー」を派遣するとともにこどもたちに放課後における多様な体験活動を創出する「サポーター」を放課後児童クラブ等へ派遣します。
- 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保と質の向上を図るため、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。）に基づき、認定資格研修を計画的に実施します。

- 放課後児童クラブの安定的な運営を図るとともに、職員の安定的、継続的な関わりを促進する観点から常勤職員配置や職員の処遇改善を行う市町村に対して補助を行います。
- 放課後児童クラブの利用児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加する「連携型」や「連携型」のうち同一小学校等で両事業を実施する「校内交流型」を推進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係部局が連携して両事業に関する情報交換・情報共有するとともに、連携強化を図ります。
- こどもたちの豊かな人間性や創造性を育てるため、放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化や芸術に触れる様々な機会や体験活動を設けます。
- 各地域に創設されている総合型地域スポーツクラブを活用し、こどもたちがそれぞれの能力や目的に応じて運動やスポーツ活動に親しむ機会を提供します。
- 徳島ヴォルティス、徳島インディゴソックス、徳島ガンバローズのプロスポーツ活動を通じて、次世代を担うこどもたちにプロスポーツの素晴らしさを体験してもらい、スポーツに対する興味や関心を持つきっかけとなるよう取り組みます。
- 「青少年センター」が、多様化する青少年のニーズやライフスタイルに応え、青少年自らが主体的に行動し、未来を切り拓く交流拠点となるよう、いつでも使える自習室や、会話や交流が生まれるシェアリビングをはじめ、eスポーツ・スポーツコートなどを整備し、機能の充実を図ります。
- 文化活動の拠点である「文化の森総合公園」各文化施設におけるイベントをはじめ、こどもの頃から優れた芸術文化などに触れる機会を提供し、創造性豊かな青少年の育成を図ります。
- 「徳島県立あすたむらんど」や「徳島県立佐那河内いきものふれあいの里」、「農山漁村地域」等での科学や自然に関する体験学習等を通じて、創造性や探求心を育む機会の充実を図ります。
- 自然体験や農山漁村地域での宿泊体験、協働による森林づくり活動など、地域の豊かな自然に触れる様々な体験活動と地域住民との交流を通じて、豊かな人間性を育むとともに、生物多様性や環境保護、農林水産業に対する理解を深めます。
- 「美馬野外交流の郷」や「牟岐少年自然の家」など、自然体験や学習の場、憩いの場となるような野外活動施設等の機能の充実を図ります。

- 「徳島木のおもちゃ美術館」を中核として、木にふれあい、木の良さを広く普及するため「木育広場」の充実を図ります。
- こどもたちの遊びや体験の場となる県営都市公園の適切な維持管理を行います。
- 各地域において日本語指導等のボランティア養成に加え、国際理解促進のために学校等へ講師を派遣するほか、日本語を母語としない児童生徒のために学校への日本語講師の派遣や夏休み期間中における日本語指導を行います。
- 学校運営協議会や地域学校協働本部と連携しながら、学校・家庭・地域がビジョンや課題を共有し、体験活動の充実など地域ぐるみで青少年を育成します。
- 県立学校の施設整備においては、ユニバーサルデザイン*を取り入れ、良好な教育環境の提供を行います。
- 学校安全ボランティア（スクールガード）を養成し、地域ぐるみでこどもの安全を守る学校安全体制づくりを推進します。
- 「徳島県食育推進計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携し、こどもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、栄養教諭の配置を拡大するなど、食に関する指導の充実を促進し、地元の旬の食材を取り入れた学校給食を実施します。
- 外国青少年の受入や海外の学校との学校間交流の促進による教育環境の国際化を図り、グローバル社会において、本県の成長を牽引する人材の育成を図ります。
- 外国青少年を招致し、小・中・高等学校等における語学教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進し、国際社会で活躍できる青少年の育成を図ります。
- 国際スポーツ大会を契機として、地域ならではのスポーツで国際交流を行い、競技力の向上や国際感覚の育成を図ります。
- 本県に在住する外国人に対する託児付き日本語教室を開催し、地域における在住外国人の居場所づくりや子育て支援を推進します。
- 「とくしま国際戦略センター」において、在住外国人の生活相談を行う多言語相談窓口を設置するとともに、生活に必要な情報をセンターHP上で提供し、在住外国人の生活支援を行います。
- 青少年の海外派遣を推進するため、海外派遣経験者による体験報告や青年海外協力隊の募集広報等の情報提供を行います。
- 青少年団体やNPO等の地域活動を支援し、地域における多様な人材の育成を図り

ます。

- 地域における子ども会活動等の活性化を図り、遊びや体験活動を通して、こどもたちの健やかな成長発達を促すとともに、こどもも大人も皆が地域でつながり、子育て支援活動が展開される環境づくりにつなげます。
- 小・中学校及び特別支援学校において市町村教育委員会をはじめ関係機関と連携を図りながらプログラミング教育の支援を行い、デジタル人材の発掘・育成を推進します。
- 小・中学校において、学習内容を確実に身に付けることができるよう、少人数学級編制や少人数指導の充実、小学校専科教員（英語等）の配置等、きめ細やかな指導体制の実現を図ります。
- 学び直しを希望する者や外国籍の者などに対する義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保を図るため、県立夜間中学での学びを推進します。

② こどもの安全・安心の確保

- 小・中・高等学校生等を対象とした「薬物乱用防止教室」の開催や大学生を含めた薬物乱用防止指導員との連携により、青少年に対して薬物に対する正しい知識や薬物乱用の有害性・危険性の啓発に努め、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進します。
- 消費者庁新未来創造戦略本部や関係機関と連携し、社会情勢の変化に対応する「自立した消費者」を育成するため、ライフステージに応じた消費者教育を推進します。
- 犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進します。
- 被害に遭わない、合理的な意思決定ができる「自立した消費者」の育成のため、積極的な情報発信や、人材バンクの活用を通して、成年年齢の引下げや、デジタル化の進展等、社会情勢の変化に対応した消費者教育を推進します。
- 警察では、こどもが被害に遭った事案等の発生に関する情報を保護者等に対して迅速に提供することができるよう、警察と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、県警察防犯アプリ「スマートポリス」を活用した情報発信を実施します。
- 警察では、「子供110番の家（車）」として、危険に遭遇したこどもの一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対する支援のほか、「青色防犯パトロール」などの防犯ボランティア団体に対する指導や合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援します。

- 青少年補導員等の地域ボランティアの活動を支援するとともに、青少年のたまり場になりやすい深夜営業店やコンビニエンスストア業界など関係事業者と連携・協力し、地域における非行防止活動を推進します。
- 地域における青少年の支援者となる「ユースサポーター」を養成し、非行防止に向けた広報啓発活動等を推進します。
- 20歳未満の者の飲酒・喫煙を防止するため、教育及び保健、医療機関、関係団体が連携し、喫煙・飲酒に対する教育・啓発を行うとともに、販売業者による年齢確認や自主規制等の取組を要請します。
- 非行や問題行動を繰り返すなど、支援を要する少年やその保護者に対して、継続的に連絡や面接を実施するほか、県民総ぐるみで、「社会を明るくする運動」を展開し、非行少年等の立ち直りに対する地域住民の理解を深め、立ち直り支援を推進します。
- 家庭や学校で適応が困難な児童の自立を支援する児童自立支援施設（徳島学院）において、不良行為をした、又はそのおそれのある児童、及び家庭環境などの理由により生活指導を要する児童等を入所させ、立ち直りや社会への適応力向上に向け、個々の状況に応じた支援を推進します。
- 「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 公共施設やショッピングセンター、銀行などに設置されている身体障がい者等用駐車場が、必要としている方々に適切に利用されるよう、身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）を交付し、事業所等の協力を得ながら、妊産婦や障がい者等に配慮した環境づくりを推進します。
- 自治体、関係機関・団体等に働きかけ、通学路、公園、駐車場等への防犯灯の設置等犯罪の被害に遭いにくい環境整備を促進します。
- 「徳島県安全で安心なまちづくり条例」に基づき、安全で安心なまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民が安全に安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、多数の者が利用する施設等において、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的に推進します。

- こどもの事故防止に向け、関係機関と連携し、様々なイベントにおける啓発等を実施するなど、安全・安心の確保を推進します。
- 園外活動時の見守りなど、保育に係る周辺業務を行う者の配置に支援を行い、保育所外等での活動において、こどもが集団で移動する際の安全確保を図ります。
- 幼稚園、保育所、保護者等と連携して、交通安全資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、幼児の特性に応じた実践的な講習方法を学ぶ研修会等を開催します。
- 児童の登下校時における安全を確保するため、県下の新入学児童全員に黄色のランドセルカバーを配付します。
- チャイルドシートの正しい使用の徹底を広報啓発するとともに、自転車ヘルメットの着用や自転車の点検整備、自転車保険の加入を促進します。また、自転車ヘルメットやシートベルト着用の徹底について、交通安全教室等による効果的な交通安全啓発活動を推進します。
- 令和6年3月に第213回通常国会に提出した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案（こども性暴力防止法案）」を起点として、こども家庭庁が中心となり、同年4月にとりまとめた「こども性暴力防止に向けた総合的な対策」を推進します。
- こどもの防災意識や災害対応力の向上を図るため、出前講座の開催や、地域と連携した防災訓練を実施するなど、未来の防災の担い手となる人材育成を推進します。
- 様々な災害リスクから人々と地域を守るため、浸水対策や土砂災害対策、道路ネットワークの整備等、社会資本整備に取り組むとともに、災害に備えられるよう、土砂災害の危険性、河川水位等の情報提供を進めます。
- こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようするため、こどもやこども連れの保護者が歩きやすい歩行空間の整備を進めるとともに、関係機関と連携した安全点検を通学路等において実施して危険箇所を抽出し、交通安全施設等の整備や交通規制の実施など、広い視点を持ってハード・ソフト両面から安全対策を推進します。
- 警察では、こどもが被害者となる犯罪を未然に防止し、こどもが安心して登下校できるよう、学校関係者、自治体、保護者、地域住民等と連携し、通学路の安全点検、通学路での警戒・パトロールを実施するほか、スクールサポーターを学校へ派遣するなど、防犯ボランティア団体や見守りに関わる地域住民等の多様な担い手と連携したこどもの見守り活動を実施します。

- 交差点改良に伴う信号制御の多現示化や右折感応化、及び信号機の高度化による制御の高性能化を推進します。
- 通学路や住宅地域等の生活道路において、歩行者・自転車の安全を確保するためのゾーン規制のほか、信号灯器のＬＥＤ化や待ち時間表示、道路標識・標示の高輝度化など道路利用者にわかりやすい道路環境の整備・見直しを推進します。
- 情報活用能力の育成を、小・中・高等学校の発達段階に応じて系統的に図るとともに、教育ＤＸを推進するための教職員研修等を充実させて業務効率化、働き方改革に努め、全ての児童生徒に個別最適化された学びと協働的な学びの実現を推進します。
- 小・中・高等学校等においてインターネット安全利用教室を開催するとともに、保護者に対してもあらゆる機会を捉えて、インターネットの適正な利用について啓発し、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう努めます。
- ＳＮＳ等インターネットを利用した犯罪の取締りのほか、サイバーパトロールを強化推進し、青少年の犯罪被害を未然に防止します。
- 青少年がインターネットを介した犯罪やトラブルに巻き込まれることを防ぐため、携帯電話販売店等に協力を要請するなど、フィルタリング利用及びペアレンタルコントロールを推進し、こどもが安全安心にインターネットを利用できる環境整備を図ります。
- 関係行政機関、民間事業者等で組織された連絡会議を開催し、青少年のスマートフォン等の利用における諸問題について協議を行うとともに、相互の連携強化を図ります。
- 学校における、インターネット上での誹謗中傷、いじめ、個人情報の掲載等のネットトラブルからこどもたちを守るため、ＳＮＳ、掲示板への書き込み等の監視を行うとともに、デジタル社会で必要となる情報モラルを身につけるための教育の推進と指導者の育成を図ります。

施策の方向(2) いじめ防止、不登校のこどもへの支援

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組みます。

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、すべてのこどもにも起こり得るものであり、教育支援センターやＮＰＯ、フリースクール等の関係機関との連携など、支援体制の充実・周知を進めます。

① 不登校・いじめ等への対応と支援

- 徳島県精神保健福祉センター内にある「ひきこもり地域支援センターきのぼり」において、当事者等からの相談への対応、当事者の方に対するコミュニケーションプログラム等の実施、当事者間の交流や活動のための居場所の提供などの支援、家族の方に対する「ひきこもり家族教室」や「ひきこもり親の会」として家族間の交流支援を行います。
- スクールカウンセラーを全公立小・中学校及び県立学校等に配置・派遣し、児童生徒や保護者、教職員の相談に対応します。
- スクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に配置するとともに、学校の要請に応じて、スクールプロフェッサーやライフサポーターを派遣します。
- 「人」台端末を活用した心の健康観察等の取組を促進します。
- 専門的な知識を有する医師、大学教授等による支援チームを設置し、学校だけでは解決困難な問題に対し、指導方法、対処方法を助言することにより問題の解決を図ります。
- 精神保健福祉センターや警察等の相談機関に加えて、SNS 相談を実施する民間団体や地域において支援活動を行う団体等との相互の連携強化を図ります。
- 各種相談窓口や支援機関担当者、教員等に対する自殺予防対策に係る研修を実施し、青少年の自殺予防を推進します。
- 不登校のこどもと保護者にフリースクールや教育支援センター等をはじめ、多様な「こどもの居場所」の情報発信を行い、孤立防止を図るとともに、多様な体験・交流活動を通じたこどもの成長機会の充実を図ります。
- 臨床心理学を学んでいる大学院生をライフサポーターとして、不登校でひきこもり傾向にある児童生徒の家庭や学校へ派遣し、悩みや不安の解消に向けて支援します。

② 多様な相談体制等の充実・周知

- 子育てや家庭教育に不安を持つ保護者や、いじめや不登校、暴力行為等、学校生活で悩みを抱えている児童生徒が相談できるよう、電話による相談、高度の専門知識を有する者による相談援助活動等を実施するとともに、相談機関等との連携により相談体制の充実を図ります。
- こども・若者支援のためのコーディネーターを養成し、地域における相談支援活動の充実を図ります。
- 犯罪被害を受けた青少年や、その家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、関係機関等が相互連携する体制を整えるとともに、適切な相談対応や情報

提供を通じて、総合的な犯罪被害者等支援を推進します。また、犯罪被害遺児等に対しては、将来への夢や希望に寄り添うため、「応援金」による支援を行います。

- 性暴力被害者の相談に的確に対応するとともに、関係機関等との連携強化や支援者・民間団体の育成、将来にわたる被害・加害を防ぐための若年層へのDV防止啓発事業等を推進します。
- 少年サポートセンターを中心に被害少年等の特性に配慮したカウンセリングを実施するほか、居場所づくり活動等を通じて、被害少年等に対する継続的な支援活動を実施し、精神的な立ち直りを支援します。
- 24時間電話相談、SNS相談、巡回教育相談など、不安や悩みを抱える青少年や保護者が気軽に利用でき、適切な助言や支援が行えるような相談窓口の充実を図ります。
- いじめホットラインやヤングテレホンの相談電話をはじめ、平日、仕事等で面接相談や電話相談を受けにくい方などのために、「サンデー親子相談室」を実施し、休日の相談体制の強化を図ります。
- 親の離婚等で精神的に不安定になっているひとり親家庭の児童に対して、児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣し、こどもの意見を尊重した良き理解者として、心の葛藤緩和や自立心の育成に努め、児童の健全育成を支援します。
- 学童期及び思春期における心の問題に対応するための専門家を養成するとともに、精神保健福祉センター、児童相談所などにおける専門家による相談体制や、児童生徒の心身の健康や教育に関する相談体制を整備します。

施策の方向(3) 障がい児・医療的ケア児等への支援

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

また、医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化するなど、支援を充実します。

① 障がいのあるこどもへの支援

- 在宅の障がい児に対し、身近な地域での療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ります。
- 地域における在宅の障がい児(者)及び家族の生活を支え、自立と社会参加を促進するとともに、必要なサービスが総合的に提供されるよう、障がい者相談支援従事者の養

成研修を実施します。

- 発達障がい者総合支援センター（ハナミズキ・アイリス）において、発達障がい児（者）及びその家族等からの相談に応じ、的確な助言を行うとともに、関係機関との連携強化により地域における支援体制の充実を図ります。
- 発達障がい児（者）が身近な地域で切れ目のない適切な支援を受けることができるよう、相談や支援を行う専門員を養成するとともに、保護者への身近な相談者となるペアレント・メンターを養成し、活動支援を行います。
- 障がい者芸術文化活動の理解の浸透を図るため、「徳島県障がい者芸術・文化活動支援センター」と連携し、障がい者の芸術文化活動を支援することで、障がい者の自立と社会参加を促進します。
- 障がい児が、安心・安全に歯科治療を受けられるよう歯科医療体制の拡充に取り組めます。
- 共生社会の実現のため、すべてのこどもたちが主体的に適切な行動を学ぶポジティブ行動支援を推進するとともに、多様化する障がいの状態や教育的ニーズに対応できるよう教職員の専門性向上に関する取組の充実を図ります。
- 障がい児やその家族が地域で安心して日常生活を送ることができるよう、集団生活への適応訓練、生活能力向上のための訓練などの必要なサービスに対する支援を推進します。
- 特別な支援を必要とするこどもについて、保育所や放課後児童クラブ等における受入れを促進するとともに、保育士や放課後児童支援員等に対する実践的な研修を推進するなど、特別な支援を必要とするこどもに対する保育の一層の充実を図るとともに、地域の幼稚園、保育所、認定こども園、学校及び福祉サービス事業所などの支援機関が相互に連携し、包括的な支援ができる体制整備を推進します。
- 障がい児や外国につながる幼児等特別な支援が必要なこどもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障がい児相談支援等との連携を図ることや、当該こども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、市町村における取組みを支援します。
- 障がい児に対する保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、こども女性相談センターや発達障がい者総合支援センター、保健所等の専門機関との連携を図りながら、市町村に対して広域的・専門的な支援を行います。
- 発達障がい等の疑いで育てにくさを感じている保護者への支援のために、小児科医

等と連携した保健指導等やこども家庭センターと関係機関との連携やこどもの状態等に応じた適切な支援を推進します。

- 障がいのあるこどもができるだけ身近な地域で、障がいの特性に応じた療育などが受けられるよう支援するとともに、こどもの成長に必要な集団的な養育のため、保育所や幼稚園等における障がいのあるこどもの受入体制の整備促進を図る。その際、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが遊びや生活を通じて互いを理解し、共に成長し合うことができるよう努めます。
- 障害児入所施設においては、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要があるため、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進します。

② 医療的ケア児等に対する支援の充実

- 児童の慢性特定疾病について、り患児童が早期に適正な医療を受けられるよう、その医療費を公費負担します。
- 身体の機能に障がいのある児童のうち、確実な治療の効果が期待できるものに対し、生活能力を得るために必要な医療を給付します。
- 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（医療的ケア児）とその家族が、住み慣れた地域で安心した生活をおくることができるよう、「徳島県医療的ケア児等支援センター」を核として関係機関等と連携を図り、相談支援や情報提供等の包括的な支援を行います。
- いわゆる「こどもホスピス」などの、小児がんの患者や小児慢性特定疾病を抱える児童等が家族や友人等と安心して過ごすことができる環境の整備について検討を進めます。
- 小児慢性特定疾病を抱える児童等への支援を推進します。
- 入院中のこどもやその家族等が安心して入院生活を送ることができるよう、入院付添いの環境を改善するための取組を推進します。

基本目標 3 困難な環境にある子どもを支援します

施策の方向(1) こどもの貧困の解消に向けた対策

貧困によって、日々の食事に困る子どもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られない子ども、進学を諦めざるを得ない状況にある子どもがいるため、こどもの貧困を解消し、貧困による困難を強いられることがないよう支援します。

① 生活困窮世帯等への支援の充実

- 地域の人材を活用し、生活保護世帯をはじめ生活困窮世帯や、ひとり親世帯等の子どもが、放課後や土曜日、休日等における多様な学習や体験活動を行う豊かな教育環境づくりを推進します。
- ひとり親家庭の子どもたちの意思を尊重し、様々な夢をカタチにすることで、社会的に自立するためのキャリアプラン形成を支援します。
- ひとり親家庭の子どもを対象に、子どもの状況や地域の実情に応じた学習機会を提供し、本人の希望が尊重され、能力適性に応じた進路選択の機会が確保できるよう支援を行います。
- 親が教育や進学について、熱意や関心がないことが子どもにも影響していると考えられることから、こどもの養育や基本的な生活習慣の改善等に関する相談支援等の取組みを推進します。
- 配偶者等と離別して自立しようという意思を持つDV被害者に対して、仮住居の提供、相談、援助を行い、早期の自立を促進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者に対して、ハローワークとも連携し支援を行います。
- 生活保護世帯のこどもの教育や高校・大学進学に係る経費を支給し、経済的負担を軽減します。
- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯等の子どもを対象に学習支援を行い、学力や進学率の向上を図るとともに、高等学校進学後は、中退防止のための相談支援を行います。
- 地域の人材を活用し、生活保護世帯をはじめとする生活困窮世帯や、ひとり親世帯等の子どもが、放課後や土曜日、休日等における多様な学習や体験活動を行う豊かな教育環境づくりを推進します。

- こども・若者の育成支援の拠点「子ども・若者総合相談センター」において、青少年やその保護者が抱える悩みに対応するとともに、各相談機関等が情報交換、研究、協議を行うための「子ども・若者支援地域協議会」や資質向上を図る「支援者向け講習会」を開催し、相互の連携強化と相談技術の向上を図ります。
- 保育所から小学校への切れ目のない支援のため、放課後児童クラブの利用料無料化に取り組む市町村を支援します。
- 最低生活の保障と自立促進のため、生活保護を適用します。
- ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30（2018）年法律第 74 号）に基づき、貧困や児童虐待等の社会問題を生じさせる場合があるギャンブル等依存症である者等やその家族に対する支援を推進します。

② こども・若者の就労支援

- 地域若者サポートステーションにおいて、専門家による個別相談等を実施し、若年無業者（ニート）等の自立を支援します。
- ひきこもり対策を推進するため、「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもり本人や家族等に対し、回復と自立に向けた支援を行います。
- とくしま経営塾「長久館」事業のなかで「ジュニア起業家体験事業～未来の起業家の育成～」の講座を開催し、若年層向け起業家教育を推進します。
- 創業希望者への事業計画策定支援や創業後のフォローアップ、新規開業者、開業 5 年以内の起業家に対する初期投資への補助、低利融資等の支援を実施するなど、若手起業家の育成を図ります。
- 農林水産業に係るキャリア教育の推進に向け、高等教育機関等と連携したキャリアアップシステムを推進します。
- 農林水産業への就業希望者に対し、農業大学校、アグリビジネスアカデミー、林業アカデミー、漁業アカデミーによる実践的な就業支援を図るとともに、各種相談や情報提供等を行います。
- 県内農家の生産現場や食品関連企業などをフィールドとして捉え、農業系の大学生・高校生をインターンシップとして受け入れることにより、キャリアを広げ、県内での就農・就業を推進します。
- 栽培技術に不安をもつ新規就農者に対し、基礎的な研修や、指導農業士によるマンツ

ーマンで実践的な指導など、リカレント教育の充実を図り、就農者の栽培技術の向上や経営安定に努めます。

- 高校生等を対象にした林業機械の操作体験など、林業従事者の確保に向けたインターンシップを若手林業従事者等の指導により実施します。
- 若手林業従事者等のスキルアップを図るため、林業マイスターを活用した架線等高度林業技術者研修を実施します。
- 漁業活動そのものはもちろんのこと、魚食普及や海岸清掃など、漁業者らが取り組む様々な社会活動をマスメディア等を通じて広く発信することにより、漁業や漁村、漁業者に対するイメージの向上に努め、次代を担う人材の確保につなげます。
- 若手漁業者を対象に、漁業に関する先進技術や販売戦略を学ぶ研修など、効果的なリカレント教育等を実施することにより、次代を担う人材の育成に取り組みます。
- 若者の就職を支援するため、県立テクノスクールの訓練内容を充実強化し、職業に必要な技能、知識を習得する多様な機会を提供します。産業界と連携し、機械、金属、木工、建築などのものづくりに関する実践的な技術・技能や社会人としてのスキルを身に付けるための職業訓練を実施します。
- 学校への出前講座や職業体験、各種イベント等を通じて、建築・建設業や海運業の魅力に触れる機会を提供します。
- 建設産業における若手技術者等の人材の確保や育成をするため、建設系学科の学生を対象に県発注工事現場を活用した実技や知識教育を実施するとともに、資格取得や技能習得を目的とした各種研修や講習会を実施します。
- 建設産業において、働きやすい職場環境とするため、公共工事の入札・契約制度の改正及び運用の改善により、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

施策の方向(2) ヤングケアラーへの支援

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、様々な関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

① ヤングケアラーの早期把握・早期対応

- 潜在化しやすく、支援が届きにくい状況となっている「ヤングケアラー」について、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、支援のノウハウを共有するとともに、様々な課題を抱えるこどもと家庭に寄り添った支援を実施します。
- 支援が必要なこどもに「気づく」視点を普及するため、学校や支援関係機関職員、民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施し、地域における支援体制を強化します。
- 「ヤングケアラー」についての認知向上を図るため、周知・啓発を推進します。

② 寄り添い支援

- 当事者が気軽に悩みや経験を共有できる場づくりを推進するとともに、ピアサポーターを養成し、寄り添い支援を実施します。
- 児童生徒の些細な変化に気づきやすい学校において、教員等がこどもに寄り添いながら、その兆候を丁寧に拾い上げ、関係機関における適切な支援に繋がります。

施策の方向(3) 高等教育等の修学支援

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等に安心して通うことができ、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育等の修学支援を着実に実施します。

① 高等学校等の授業料の負担軽減

- 「徳島県奨学のための給付金事業」を実施し、高校生等が安心して教育を受けられるよう、修学に係る授業料以外の教育費を支援します。
- 勉学に意欲を持ちながら、経済的に修学が困難な高等学校等に在学する者に対して奨学金を貸与し、教育の機会均等を図ります。
- 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、市町村が行う「就学援助」の円滑な実施を推進します。
- 高等学校等で生活行動が良好であり、かつ、学資の支弁が困難な者に対して、授業料の減免を行い、教育の機会均等を図ります。
- テクノスクール普通課程訓練生の授業料を免除します。
- 特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校に就学する障がいのある

る児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や学用品費等、就学に必要な経費を援助します。

- 高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料についての負担の軽減を図るとともに、授業料以外の教育に必要な経費を支援します。
- 修学の機会確保のため、高等学校等への修学にかかる経費を支援します。
- 高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、公立高等学校については授業料相当分を、私立高等学校等については授業料の一定額を助成し、教育費負担を軽減します。
- 徳島県奨学金制度の活用により、修学の機会確保のため、高等学校等への修学に係る経費を支援します。
- 徳島県奨学のための給付金制度の活用により、高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等への修学に係る授業料以外の教育費を支援します。

② 高等教育の修学支援

- 「高等教育の修学支援新制度」により、専門学校に通う生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 修学支援新制度等による教育費負担軽減の実施に、引き続き、努めるとともに、給付型奨学金と授業料等減免について、将来の進路選択の幅を狭めることのないよう、義務教育段階からの周知・広報を図り、制度の活用を促進します。
- 若者の地元定着やUターンを促進するとともに、経済的な理由で出産をためらわないよう、こどもを持ちたい若い世代への奨学金返還支援の充実に取り組みます。

基本目標 4 社会的養育を推進します

施策の方向(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童虐待防止対策等を強化します。

① 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障

- 支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則を徹底し、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援に努めます。
- 代替養育を必要とするこどもの家庭復帰が難しい場合に、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における体制整備を行います。
- 虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に適切に取り組むことができるような体制を整えます。
- 母子生活支援施設は、DV被害や児童虐待、生活困窮などの理由により支援が必要な母子が安全・安心な環境で暮らし、生活の立て直しを図る施設であり、親子分離せずにこどもを養護できる唯一の児童福祉施設であることから、こどもの最善の利益を考える上で、非常に重要な施設です。
そのため、市町村と母子生活支援施設の緊密な連携を促進するため、適切な情報提供等の支援によりその活用促進に努めます。
- 市町村や医療機関等と連携しながら、家庭での養育が難しい新生児について、特別養子縁組を見据えた里親委託を促進します。

② 児童相談所の強化、一時保護改革の推進

- 増加する児童虐待や各種相談に対し、組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするために、児童福祉司や児童心理司等の適切な配置に努めるとともに、高度な技術の習得と専門性の向上を図ります。
- 児童相談所職員に必要とされる高度な技術を習得し、専門性の向上や意識の共有、関係機関との連携などを図るため、児童福祉司任用前・任用後研修への参加促進や県外講

師招へいによる専門性向上研修の実施を進めます。

- 児童福祉司、児童心理司等、相談担当職員の専門性と資質向上を図るため、各種研修の実施や、こども家庭ソーシャルワーカー等の専門資格の取得促進を図ります。
- 児童相談所の専門性確保や児童虐待への対応力の向上に向け、弁護士、警察OBや医師等、知見や経験を有する外部人材の活用促進に努めます。
- 任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置の検討、司法面接研修等への職員派遣など、法的対応への体制強化を進めます。
- 適切な司法関与のための連携強化として、家庭裁判所による保護者指導勧告の仕組みの活用を図り、保護者支援を進めます。
また、被害事実の確認に際し、こどもへの心理的負担を軽減するための協同面接（司法面接）や、こどもの安全確保と再発防止に向けた合同カンファレンスを実施する等、警察や検察庁等と連携をします。
- 県及び市町村は、要保護児童や虐待を疑われるこどもを発見した場合の通告受理機関ではありますが、寄せられた虐待相談や警察等からの虐待通告に対し、リスクアセスメントシートを用いてケースの重篤度や緊急度を見極め、児童相談所と市町村との役割分担を適切に行います。
- 児童相談所や市町村における児童家庭相談が円滑に行われるようサポートする児童家庭支援センターについて、地域や配置などを考慮しながら、地域における需要量を踏まえ、県内3圏域への設置促進と機能強化に努めます。
- 児童相談所及び市町村と保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関との連携等により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図ります。
- 児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所におけるICT化を推進します。
- 児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、各児童相談所において、職員のメンタルケアに取り組みます。
- 一時保護施設については、一時保護中のこどもについて適切な処遇を行うことができるよう、一時保護所の環境改善と、こどもの教育・生活環境の継続に向けた、身近な一時保護委託先の確保も含めて、一時保護中の生活における権利擁護の強化を進めます。
- 増加傾向にある一時保護に確実に対応できる適切な一時保護所の定員について、一時保護実績の増加等の状況を把握し、必要に応じ随時見直しの検討を行います。

また、こども一人一人の状況に応じて、適切な処遇を行うことができる環境整備に努めます。

- 新たに一時保護施設の設備運営基準が策定されたことに伴い、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等を規定するとともに、一時保護施設における小規模ユニットケアを推進します。

- 児童福祉施設等の一時保護専用施設の設置促進や、里親など地域における一時保護委託先の確保等による個別性を重視した環境整備を推進します。

また、重症心身障がい者をはじめ、重複障がいがある等、特別なケアを要する児童の一時保護受入れ先の確保に努めます。

- 一時保護の必要性を児童相談所内で一定期間ごとに検討し、安全確保やアセスメントといった一時保護の目的を達成するための必要最小限の日数による一時保護とするよう努めます。

- 一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、令和4年改正児童福祉法に基づき、令和7年度より一時保護開始時の司法審査が導入されることから、児童相談所における対応マニュアルの作成・周知等により、制度の円滑な導入及び実施に向けて取り組みます。

- 児童相談所の質の確保・向上が図られるよう第三者評価を適切に実施します。

- 児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

施策の方向(2) こども家庭支援体制の強化

虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭や、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。

このため、こども家庭センターの設置や家庭支援事業を促進するとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや、支援の担い手である民間団体と一体となって継続的に支える、こども家庭支援体制の強化を図ります。

① 市町村の相談支援体制の強化

- 虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村と

としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの整備を促進します。

- 県は市町村のコーディネーターとしての役割を支援することとし、虐待対応については、市町村と児童家庭支援センターの活用や地域における関係機関との支援の一体性・連続性の確保を図るため、児童虐待対応に関連する情報等について、適時・適切に提供し、要保護児童対策地域協議会を基盤とする児童家庭支援ネットワークの一層の強化を促進します。
- 児童相談所は、市町村（こども家庭センター等）をはじめ、保健所、保育所及び児童家庭支援センターその他児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関等と連携強化し、対応が困難なケースは主体的な関与を前提とし、適切な役割分担を図ります。
- 市町村のこども家庭支援の充実が図られるよう、市町村職員の専門性向上に向けた研修を実施するとともに、県から家庭支援に関わる情報を適時・適切に提供します。
- 市町村において、「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組みます。

② 家庭支援事業の促進

- 虐待等に至る前の予防的支援策として、こども家庭センターを中心とした相談支援体制と家庭支援事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村に対して必要な支援を行います。
- 市町村に対して、家庭支援事業の実施にあたり、児童養護施設等の活用を促すとともに、児童養護施設等に対しては、実施可能な事業や財政支援の説明を十分に行い、施設の多機能化・機能転換の取組を推進します。
- 市町村が子育て短期支援事業について、その需要に十分に対応できるよう、児童養護施設等における利用枠の拡充を進めるとともに、里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、市町村と連携して取り組みます。

施策の方向(3) 社会的養護が必要なこどもへの支援

社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養

育されるよう、里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等を推進します。

また、施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、自立支援を推進します。

① 里親等の推進、施設の小規模化・地域分散化等の推進

- こどもの最善の利益を実現し、家庭養育を推進するため、里親のリクルートからマッチング、委託後の支援まで一貫した里親支援を行う里親支援センターやフォostリング（里親養育包括支援）機関の設置等により、里親支援を包括的に行い、里親委託等を推進します。

また、特別養子縁組についても、乳児からの里親委託を積極的に行うことで、永続的解決（パーマネンシー保障）が確保できるよう推進します。

- 急激な里親委託の増加は里親不調を招くおそれがあることや、近年ケアニーズが高い児童が増加していることから、児童の養育や保護者対応等のノウハウを持っている児童養護施設等のソーシャルワーク機能強化や児童家庭支援センターの設置を推進し、家庭支援及び地域支援の充実を図り、セーフティネットとしての代替養育の場の確保に努めます。

- DV被害や児童虐待を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には、母子生活支援施設における専門的な支援が受けられるよう、適切な情報提供等の支援により活用促進に努めます。

- 児童養護施設等において、できる限り良好な家庭的環境による養育を行うための小規模かつ地域分散化、高機能化等について、地域の実情に即した取組みを推進します。

- 乳児院や児童養護施設等がその専門性を生かし、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関としての役割を担えるよう、施設の多機能化・機能転換を推進します。

- 乳児院や児童養護施設等が、こどもに対し、質の高い養育を提供するため、施設職員が参加する研修や施設内で行う専門性向上研修に対する支援を行い、施設職員のスキル向上につなげます。

- 児童自立支援施設については、その運営等の在り方について、定期的に話し合う場を設けるとともに、専門医や心理療法担当職員が治療や支援を行う児童心理治療施設の設置について、関係機関による検討を行うなど、ケアニーズに応じた適切な支援を受けることができるよう体制強化に取り組めます。

② 社会的養護自立支援の推進

- 社会的養護により育ったこどもが、一般家庭のこどもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等、自立生活に必要な力を養うための支援体制を整備します。
- 自立生活能力がないまま施設退所することとならないよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用するとともに、その後も必要性を判断し、児童自立生活援助事業に確実につなげます。
- 里親委託解除や児童養護施設等退所後も寄り添って、就労や進学をはじめ生活全般にわたる相談や情報提供、仲間づくりの機会を提供するなど、社会的養護自立支援拠点事業を推進します。
- 社会的養護経験者が帰省先を失っている場合などに一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援を行います。
- 親からの虐待等に苦しみ、安心・安全な居場所や様々な支援を求める10代～20代のこども・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる居場所（こども若者シェルター等）づくりに取り組みます。

基本目標5 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくります

施策の方向(1) 結婚を希望する方への支援

結婚したい方の希望が叶えるため、「とくしまマリッジサポートセンター（マリッサとくしま）」を拠点として、市町村や企業等と連携しながら、多様な出逢いの機会を創出するとともに、県下における結婚支援の取組の促進や機運醸成を図ります。

① ライフデザイン形成の推進

- 若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含む自らのライフデザインを考える機会を提供するとともに、結婚等に対して夢や希望を持つことができるよう意識醸成を図ります。
- 学校教育と連携し、乳幼児や母親との触れ合い体験や交流などを通じて、親の役割や子育て、こどもを産み育てるということについて、学び考える機会を提供し、妊娠・出産、子育てについて正しい知識の普及啓発・教育を推進します。
- 若者が個人の多様な生き方やライフデザインを描けるよう、会社員やNPO職員など「世代や立場の異なる多様な参加者」と交流し、対話する場を提供します。

② 多様な主体と連携した結婚支援

- 「とくしまマリッジサポートセンター（マリッサとくしま）」を拠点とした広報活動やマッチング、イベント等の開催により、新たな出逢いや交流の場を創出します。
- 「マリッサとくしま」のマッチングシステムについて、ビッグデータやAIの活用などによる充実強化を図ります。
- 新たな出逢いをサポートする「阿波の縁むすびサポーター」を対象とした研修会や交流会を開催し、サポーターのスキルアップに取り組みます。
- 市町村や企業・団体等と連携し、地域資源の活用や様々な場の提供等により、出逢いイベントやセミナー等の充実を図ります。
- 協賛企業・団体の希望を踏まえ、企業・団体間の合同イベントやセミナーを開催するなど従業員同士の交流促進や、企業等の主体的な取組を支援します。
- 「マリッサとくしま」の取組みやイベント等の情報について、ホームページやSNSを活用して発信するほか、「マリッサとくしま」を利用して成婚に至ったカップルによ

る体験談の提供や、市町村、企業等とも連携し、幅広い広報活動を行います。

施策の方向(2) 妊娠・出産に関する支援

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、不妊、予期しない妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援など、需要に的確に対応した切れ目のない支援を推進します。

① プレコンセプションケアの推進

- 男女を問わず、学校教育段階から成人期に至るまでのライフステージに応じ、性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発を図り健康管理を促すプレコンセプションケアを推進します。
- 男女を問わず、将来妊娠を希望する方が、自身の妊孕性（妊娠する力）を知り、不妊症等の早期発見・早期治療にも資する妊孕性検査について、普及啓発を図り、受診を促進します。
- 将来こどもを産み育てることを望む小児・AYA 世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん患者等が、希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子供を出産することができる可能性を温存するための経済的負担の軽減を図ります。
- 不妊、予期しない妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援など、需要に的確に対応した切れ目のない支援体制の充実を図ります。

② 不妊症・不育症に関する支援の充実

- 男女を問わず、不妊症や不育症のほか、流産や死産、新型出生前検査(NIPT)等の悩みに対し、医師や助産師等による正しい知識や治療方法の情報提供・相談指導の充実を図ります。
- 不妊症や不育症に関する検査・治療に要する費用の助成を推進します。
- 仕事と不妊症・不育症治療の両立を支援します。

施策の方向(3) 妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援

周産期医療提供体制や小児医療提供体制の充実確保を図るとともに、妊娠・出産・産後のケア連続性の担保や乳幼児の健全な育成等に関する支援等について、医療、保健、福祉等の関係機関が連携して取り組み、希望する方が安心してこどもを生み育てることができる環境整備を推進します。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごしたり、幼稚園・保育所・認定こども園を利用するなど、育ちの環境は多様であることから、その多様性を尊重しつつ、教育・保育の提供体制を確保します。

① 妊産婦・乳幼児への支援の充実

- 妊産婦およびその家族が安心してこどもを産み育てることができるよう、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、地域の中核病院及び産科診療所の連携を推進し、周産期医療提供体制の充実強化を図ります。西部医療圏における地域周産期母子医療センターについては、周産期医療の現状及びニーズを見据えながら引き続き検討を行います。
- 市町村における妊産婦健康診査や、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援及び妊婦のための支援給付による経済的支援を推進します。
- 市町村における妊娠期からこどもが大人になるまでの一連の成長過程の様々なニーズに応じてワンストップで総合的な相談支援を行うこども家庭センターの機能整備を支援し、妊娠時から子育て期にわたる切れ目ない支援体制構築を推進します。
- 妊産婦が抱える妊娠・出産等や子育てに関する悩み等について、子育て経験者等のピアサポーターによる相談支援を行う産前・産後サポート事業や退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等の支援を行う産後ケア事業の充実に向け、市町村における事業推進に必要な広域的連携支援等を行います。
- 悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、若年妊産婦や特定妊産婦、多胎妊産婦等の把握及び支援を行います。
- 住所地と里帰り先の市町村や医療機関との間の情報共有・連携を促進し、里帰り妊産婦への切れ目のない支援の提供の推進を図ります。
- 新生児マススクリーニング検査や市町村における乳幼児健康診査等の母子保健事業及びこどもはぐくみ医療費助成事業を推進し、乳幼児をはじめこどもの健康保持増進を図るとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進します。
- 小児医療体制の確保を図り、急な小児の疾病に対応するため、小児救急医療拠点病院及び小児救急輪番病院の運営支援とともに、休日・夜間における電話やオンラインによる相談体制の整備等を推進します。

② 教育・保育の提供体制の確保

- 安心して子どもを預けられる体制を整備するため、保育現場における職員配置基準の改善や、保育士等の他産業との遜色ない水準までの更なる処遇改善が図られるよう、国や市町村と連携し取組を進めます。
- 認定こども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、より質の高い教育・保育を実施するための方策として、認定こども園への移行を推進します。
- 質の高い教育・保育等の提供を行うため、保育士等の研修の充実を図ります。
- 教育・保育を提供する施設・事業者の経営情報の継続的な見える化の実現により、費用の透明性の向上を図ります。
- 保育現場におけるDX化促進により、保育士や保護者等の負担を軽減し、子どもに向き合う時間を増やします。
- 年度途中における保育ニーズに対応するため、必要な保育サービス量の確保を図ることとし、提供体制について、必要に応じ市町村の区域を越えた広域調整の役割を担います。
- 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための新たな通園制度（こども誰でも通園制度）を推進します。
- 新たに保育士を目指す者に向けた資格の取得支援、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進などにより、保育人材確保対策に取り組めます。
- 保育士養成施設に在学する学生はもとより、高校生以下の児童・生徒を含め、保育士としての就職を目指す人材を確保するため、保育士としての業務内容ややりがい等についての普及啓発を行います。
- 幼稚園教諭、保育士及び保育教諭等が、合同研修の実施や交流等により相互に教育・保育についての理解を深め、こどもの豊かな育ちにつながる連携を促進します。また、保育・幼児教育センターを教育委員会内に設置し、教育・保育現場のニーズに合わせた研修が実施できるようにアドバイザー派遣事業を行います。
- 教育職員の病気休職者の増加は学校現場や子どもに対する教育への影響や、教職の魅力低下につながる恐れがあることから、病気休職の原因分析等を行い、教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出及び横展開等を図ります。

基本目標 6 子育て支援を充実します

施策の方向(1) 子育て家庭の負担の軽減

理想とすることの人数を持てない大きな理由の一つが、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」といった状況にあることから、子育て家庭への支援として、保育料や放課後児童クラブ利用料の軽減など、経済的な負担軽減の取組を推進します。

また、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等、様々な子育て支援サービスを推進します。

① 経済的な負担の軽減

- 市町村が実施する子どもはぐくみ医療費助成事業に対し支援を行い、医療費にかかる経済的負担の軽減を図ります。
- 保護者が負担する入園料及び保育料について負担軽減を図るとともに、放課後児童クラブの利用料無料化又は軽減を支援し、保育所等から小学校への切れ目のない支援を推進します。
- 多子世帯のこどもが安心して保育所等を利用できるよう、保育料の軽減を支援します。
- 公共賃貸住宅において、ひとり親世帯や多子世帯などに対する、一般の申込者よりも優先的に入居できる優先入居枠を引き続き実施します。併せて、子育て世帯については、入居資格の所得要件の緩和を継続します。
- 国における「高等学校等就学支援金制度」により、高等学校等の授業料についての負担の軽減を図ります。
- 「私立高等学校等授業料軽減事業」を実施し、私立高等学校等に通う生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、継続して授業料についての支援を行います。

② 子育て支援サービスの充実

- こども及び全ての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援サービスが提供できるよう、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が実施する一時預かり事業や、ファミリー・サポート・センター事業等、地域子ども・子育て

て支援事業について必要な支援を行います。

- 市町村において、妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関（「地域子育て相談機関」）の一定区域ごと（中学校区）の整備を促すため、情報提供や財政支援等を行います。
- 県内の地域子ども・子育て支援事業に従事する人材を確保するため、「子育て支援員」の養成を積極的に行います。
- 子育て支援情報を必要とされる方に幅広く効果的に情報発信を行います。
- 市町村、NPO、子育てサークル等への支援やコーディネートを行い、子育て支援サービスの効果的な取組みを推進します。
- こどもたちの成長には、人生経験の豊富な高齢者の子育て参加など多世代間の交流が重要であるため、次世代育成の支援者として期待される高齢者による子育て支援を推進します。
- PTAやNPO、社会教育関係団体・社会教育施設等と連携、協力し、こどもの生活習慣確立や、読書活動の推進等、家庭教育の支援と充実を図ります。
- 地域の人々や店舗、企業、NPO、団体等、多様な主体が参加し、地域全体で子育て家庭を応援する社会づくりを進めます。
- 地域と学校が連携・協働して未来を担うこどもたちの成長を支え、地域を創生する活動を促進します。
- 幼稚園、保育所及び認定こども園等から小学校への円滑な接続を図るため、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」に基づき、小学校教育との連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を推進します。また、「幼小中連携推進事業～学びのかけ橋プロジェクト～」により、幼・小・中の教職員の相互交流を図り連携を強化するとともに、円滑な接続方法について研究し、その成果を県内に普及させます。

施策の方向(2) 共働き・共育での推進

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、男性・女性ともに、希望通り気兼ねなく育児休業制度を活用できるよう、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

また、長時間労働の是正や働き方改革を進め、男性の家事・子育てへの参画の促進を図り、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、すべての人が、ともにキャリアアップと子育てを両立できるよう、共働き・共育てを推進します。

① 企業等と連携した子育てと仕事の両立支援

- 働きやすい職場環境を整備するため、「スマートワークの推進」や「非正規雇用労働者への支援」などを実施するとともに、関係機関と連携し、様々な労働課題の周知啓発に取り組みます。
- 女性と男性が共に活動できるパートナーシップ型農村社会の実現を目指し、女性の能力向上や能力活用場の拡大に向けた支援を行うとともに、農山漁村における子育てしやすい環境づくりを進めます。
- 建設産業への女性入職者の増加を図るため、講座やイベント等を通じて、建設産業の魅力を発信します。
- 仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」として認証するとともに、周知啓発を行うことで、企業等における次世代育成の取組みを促進します。
- 出産や育児等により離職せざるを得なかった女性の再就職準備や就労等を支援するため、就職に関する情報の提供やスキルアップに向けた講座等を実施します。
- 自分らしい働き方や自己実現を行う方法として「創業」を選択し、アイデアや感性、趣味や特技を活かした事業を円滑に実施するため、女性目線でのセミナーのほか、先輩女性起業家や様々な支援機関と連携し、サポートします。
- 創業を目指す者の資金調達の円滑化を図るため、創業者向け融資制度の充実・強化に取り組みます。
- 農業経営における家族間の就業条件や役割分担などを取り決める家族経営協定の締結や、農林漁業者の就業環境の整備など働きやすい環境づくりを促進します。
- 病院に従事する職員等のために保育施設を運営する事業について助成することにより、医療の現場等における仕事と子育ての両立を支援します。
- 徳島県職員においては、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した「徳島県特定事業主行動計画」にのっとり、テレワーク等の柔軟な働き方の推進、超過勤務の縮減、子育て支援、男性の育児休業取得促進、女性職員の活躍推進等の取組を進め、職員の子育てと仕事の両立支援等を図っていきます。

また、計画に基づく取組状況については、毎年度、職員で構成する推進委員会においてフォローアップし、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映します。

- 社会全体でこども・子育て世帯を応援するという気運を高め、社会の意識改革を進めていく取組を、経済界や地方公共団体など幅広い関係者の参画と協力を得ながら展開します。

② 男性の育児・家事への主体的な参画

- ひとりで育児を抱え込まず、夫婦の協働（または保護者）を中心に、子育て支援サービスやツール、周囲の人を頼りながら、楽しみを感じつつ行う育児（＝「チーム育児」）を、子育て家庭のロールモデルとして普及啓発していきます。
- 男性が育児参加しやすい職場づくりは、社員の仕事力、人間力の向上にもつながることから、経営者や管理職に対する研修会の開催や企業等へのアドバイザー派遣などにより、子育てしやすい職場づくりを推進します。
- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた普及啓発等に取り組みます。

施策の方向(3) ひとり親家庭への支援

こども・若者の健全な成長が確保されるよう、ひとり親家庭の子育てを支え、自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ります。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等を行います。

① 生活の安定を図る支援

- ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、地域の支援者や母子家庭等就業・自立支援センター、公共職業安定所、市町村などの関係機関が、各々協働しながら、それぞれの役割を果たせるよう、支援を届けるネットワークの連携強化を図ります。
- ひとり親世帯や多子世帯など生活困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅の優先入居を行います。
- ひとり親家庭が生活の場を確保し、安心して子育てを行い、就業や就業に向けた職業訓練の実施が可能になるように、保育所における利用機会の確保や多様な子育てサービスの提供を市町村と連携して実施します。
- ひとり親家庭の親が修学や病気のために、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、

家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育を行います。

- ひとり親が病気や仕事、育児疲れなどでこどもの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設や乳児院において短期間こどもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）が利用できるように支援します。
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、企業の雇用ニーズに応じた所得の増加が期待できる講習会を実施します。また、講習会の際には、託児サービスを実施するとともに、ひとり親が受講しやすいよう配慮に努めます。
- ひとり親に対し、民間教育訓練機関等に委託して就職に必要な技能・知識を習得するための公共職業訓練を実施し、支給要件に該当する方には訓練手当を支給するなど、ハローワーク等と連携して職業訓練の受講機会の拡充に努めます。
- 自立に向けた能力開発のための職業訓練の受講や、資格取得のための養成機関での修業を支援するため、受講料の負担軽減制度や、修業中の手当の支給、修学・就職を容易にするための資金の貸付制度等の周知・活用促進に努めます。
- ひとり親家庭へ医療費助成を行う市町村に補助金を交付することにより、ひとり親が入院した場合やその扶養する児童が入通院した場合における医療費の自己負担軽減を図ります。
- 児童扶養手当、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸付けを行うなど経済的支援に取り組みます。
- 児童扶養手当を受けているひとり親家庭や生活保護世帯の負担を軽減するため、JR通勤定期乗車券の割引制度の活用を図ります。
- ひとり親家庭の経済的安定のため、無料の弁護士相談や手続き費用の立て替え等、様々な制度を活用し、養育費の確保に向けた支援を行います。
- 母子・父子自立支援員等が、適切な相談支援や専門的な就業支援を行い、地域の支援者や県・市町村・学校等と連携を強化し、ひとり親家庭等にワンストップで総合的な支援を行う体制の充実を図ります。
- ひとり親一人ひとりのニーズに合わせた必要な支援をタイムリーに届けるため、時間や場所に縛られないインターネットやSNS等を用いた情報提供の充実を図ります。

② ひとり親家庭が働きやすい職場環境づくりの推進

- ひとり親が子育てと仕事を両立しながら生活の安定を図ることができるよう、母子父子自立支援員が自立支援プログラムの策定を行うとともに、母子家庭等就業・自立支

援センターと連携しながら、多様なニーズに応じた就業・専門相談や情報提供等、就業支援専門員によるハローワーク等への同行支援など、ひとり親に寄り添ったよりきめ細かな就業支援を行います。

- 就業支援特別措置法に基づき、就職を希望するひとり親の雇用の促進を図るため、公共的施設における雇入れの促進や企業の事業主等への啓発に努めるとともに、売店の優先許可の普及や母子・父子福祉団体がひとり親の就業促進につながる業務をより多く受注できるよう優先的な事業発注を推進します。
- 企業におけるテレワークの推進など、働きやすい職場環境づくりを支援するとともに、社会全体で、育児参加促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。
- ひとり親が子育てと仕事の両立ができるよう、市町村と連携し、延長・休日・夜間保育、病児・病後児保育や一時預かりが利用できるように支援します。また、安心して就業、求職活動、職業訓練を行うことができるよう、市町村において保育所、認定こども園等の利用機会を確保します。

2 施策の総合的推進体制の整備

作成中。